

(第一類 第六号)
衆議院 第百八十五回国会 文部科学委員会

(第一類 第六号)

一四四

出席委員		午前九時開議		平成二十五年十一月二十七日(水曜日)	
委員長	小渕 優子君	理事	中根 一幸君	理事	政府参考人
文部科学大臣	文部科学省初等中等教育局長	理事	萩生田 光一君	理事	(文部科学省高等教育局長)
文部科学副大臣	布村 幸彦君	理事	池田 佳隆君	山本ともひる君	政府参考人
(文部科学省大臣官房長)	大輔君	義家	小此木 八郎君	笠 浩史君	(文部科学省研究振興局長)
財務大臣政務官	吉田 敏君	鈴木 望君	菅野 さちこ君	稻津 久君	政府参考人
文部科学省大臣官房長)	公人君	青山 周平君	工藤 彰三君	秋本 真利君	(文部科学省人事局長)
政務参考人	和親君	池田 佳隆君	小林 茂樹君	岩田 和親君	政府参考人
文部科学省大臣官房長)	田中 敏君	新開 桂子君	裕司君	佐市君 勉君	(文部科学省研究開発局長)
政府参考人	久保 公人君	駆 前田	浩君	木内 均君	政府参考人
文部科学大臣政務官	吉田 大輔君	宮内 秀樹君	一男君	熊田 裕通君	(文部科学省国際統括官)
文部科学省大臣官房長)	喜平君	山下 貴司君	正芳君	富岡 桜井	加藤 重治君
政府参考人	和親君	菊田 真紀子君	豪志君	野中 厚君	政府参考人
文部科学大臣政務官	高橋君	中野 洋昌君	善徳君	比嘉奈津美君	(資源エネルギー庁省エネ部長)
文部科学大臣政務官	下村 吉川	柏倉 祐司君	庸生君	牧島かれん君	新エネルギー部
文部科学大臣政務官	戸谷 富岡	青木 愛君	博君	宮澤 博行君	木村 陽一君
文部科学大臣政務官	西川 葉梨	吉川 京子君	元君	大口 宮澤	吉野 正芳君
文部科学大臣政務官	一夫君	康弘君	岳志君	吉野 中野	吉野 中野
同日	同日	同日	同日	同日	同日
辞任	辭任	辭任	辭任	辭任	辭任
牧島かれん君	秋本 真利君	小此木 八郎君	桂子君	吉野 正芳君	吉野 正芳君
補欠選任	吉野 正芳君	吉野 中野	秀樹君	吉野 中野	吉野 中野
岩田 和親君	大口 善徳君	大口 宮澤	典子君	貴司君	貴司君
補欠選任	岩田 和親君	吉野 大口	洋昌君	大口 宮澤	大口 宮澤
岩田 和親君	中野 洋昌君	吉野 大口	吉野 大口	吉野 大口	吉野 大口
補欠選任	中野 洋昌君	中野 洋昌君	吉野 大口	吉野 大口	吉野 大口
岩田 和親君	小此木 八郎君	小此木 八郎君	桂子君	桂子君	桂子君
和親君	洋昌君	洋昌君	牧島かれん君	牧島かれん君	牧島かれん君

同日	岩田 和親君	前田 一男君	辞任
前田	一男君	宮川 典子君	補欠選任
十一月二十一日			
学費の負担軽減、高等教育予算増額を求める」			
とに関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第六四号)			
障害児学校の設置基準策定に関する請願(宮本			
岳志君紹介)(第二四一号)			
私立学校の保護者負担軽減、教育環境改善のた			
めの私学助成充実に関する請願(稻津久君紹介)			
(第一四二号)			
は本委員会に付託された。			

修悦外一一名)(第四七号)
私学助成制度の堅持及び充実強化等に關する陳
情書(東京都新宿区西新宿二)の八の一吉野利明)
(第四八号)
福島第一原発事故に係る損害賠償請求権の消滅
時効に關し、早急に立法措置を講じることを求
める陳情書外十三件(前橋市大手町三の四の一
六関夕三郎外十三名)(第四九号)
「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学
校安全対策の充実」を求めることに関する陳情
書外四件(三重県多気郡明和町大字馬之上九四
五中井幸充外四名)(第五〇号)
「保護者負担の軽減と就学・修学支援に關わる
制度の拡充」を求めることに関する陳情書外四
件(三重県鳥羽市鳥羽三の一の一木田久主一外
四名)(第五一号)
は本委員会に参考送付された。

〔義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実〕
を求めることに関する陳情書外四件(三重県度
会郡玉城町田丸一―四の二辻村修一外四名)(第
四三号)
義務教育費国庫負担制度堅持・負担率二分の一
への復元、教職員定数改善、就学保障充実など
教育予算確保・拡充に関する陳情書外一件(北
海道赤平市茂尻本町一の四吉本卓外七名)(第
四号)
「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予
算拡充」を求めることに関する陳情書外四件(三
重県度会郡度会町棚橋一二一五の一中村順一外
四名)(第四五号)
個別支援が必要な児童生徒を支援するための
「支援員派遣事業」の補助制度創設に関する陳情
書(岐阜市今沢町一八國井忠男)(第四六号)
国際リニアコライダーの東北地方への誘致に関
する陳情書外一件(秋田市山王一の一の一鎌田

○小渊委員長　これより会議を開きます。

開会に先立ちまして、日本維新の会所属委員に対し、御出席を要請いたしましたが、御出席が得られません。やむを得ず議事を進めます。

◆◆◆

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

文部科学行政の基本施策に関する件

東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案起草の件

東日本大震災に係る原子力損害の被害者に対する賠償の適切かつ確実な実施に関する件

で、前にやつたことと今回とでいろいろ御苦労さ
れながらやつておられるのはよく承知をしながら
なんですが、れども、やはりその事務をやり切る体
制を、政権として法案を出すからには、相当でこ
に入れをしてやらないといかぬと思いますよ。

○前川政府参考人 御指摘のとおり、生徒の家庭の事情につきましては、さまざまなものがあり得るというふうに考えております。スムーズに申請書が出てくるケースについては

をするかと、各学校できちんとした知識され、理解され、きちんとした対応がなされなければならないというふうに考えておりますので、この点も含めまして、学校現場でこの事務に遗漏がないように、また判断に誤りが起きないように、

それからあと、平成二十九年七月から早ければマイナンバー制度が導入されることになるわけです。このことによって、保護者からの所得情報の提出を受けなくとも都道府県等が所得情報を確認することができるのです。

問題はないわけでございますけれども、申請書が出てこないという場合は、まずは所得制限以上の収入があるものと推定されるわけでございます

指針のようなものを考えてまいりたい。
現行制度のもとで実施要領というものを定め
ておりますけれども、その実施要領について見直
化にはなってくるのではないかと思います。

ら、その家庭の状況を把握する責任は都道府県にあると言うんだけれども、それは無理ですよ。どうの子供が、例えはお父さんの会社が潰れてしまつたのかとか、死別もあるでしょう、離婚もあるでしょう、さらには、ドメスティック・バイオレンスのような形で実際は親が金を出さないという

が、しかし、その中には、実はさまざまな事情で申請書類が出てこないというケースがあるということが考えられますので、そこを丁寧に見ていく必要がある。その部分の事務も、これはなかなか無視できない量になるのではないかというふうに思っております。

も。私は、これは国が導入した制度ですから、相談しながらというよりは、文科省としてしっかり書かれた方がいいと思います。

ただ、今のお話は、そうでない保護者の場合はどうするのかということになりますが、これはどうするのかとあります。しかし、では、国が実際一人一人どの程度の情報

迷わないように、すなわち、この場合は就学支援金を出すケースで、この場合には一旦これはもう少し検討するケースでこれは出せないんだという

童虐待であるとか、やむを得ない理由によつて保護者の所得の証明書類が提出できないというようなケースにつきましては、その事情を明らかにし

ところを相当整理をして、都道府県はもちろんで
すけれども、学校現場にもそういう判断基準を示
さない限り、混乱が必ずどこかで生じると思う
し、それは、先生にとつては、家庭のプライバ
シーにもかかわることだから、場合によつては非
常につらいことをいろいろ調べたり聞かなきやな

た上で、例えば本人の所得のみで判断する、本人に所得がないということであれば所得はゼロということで判断する、こういうことも必要になつてまいりますので、その辺の考え方の目安というようなものは、よく都道府県などとも相談しながら周知してまいりたいというふうに思います。

らない。もしくは丸投げをしてしまつたら半
断も学校でしなければならないということになり
かねないわけですよ。それはさせない。
すなわち、国家としてこういう制度を導入する
以上は、現場の混乱はさせないし、生徒たちにも

一方、家計が急変しているという場合には、「きま」としては、これは、今回の就学支援金の支給と違う、この法律のもとで行われる法定受託事務とということではなく、各都道府県がそれぞれの判断で自治事務として行つていただくものでございま

もちろんですけれども、先生たちにはそういうつらい思いはさせないということをやり切る責任はやはり文部科学省にあるし、担当局長として非常に重いものがあるというふうに思いますよ。

その辺、マニュアルを示すことも含めて、私学のマニュアルでは私は全く十分ではないと思います、規模からいつても状況からいつても違いますから。そこはしつかりやっていただきたと思ふ

それに対しましては、文部科学省として予算上の補助制度を設けていただきたいというふうに思つておりますけれども、この家計急変についての考え方は、各都道府県」と異なつてくるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、この家計急変について、これは、各都道府県がどのような取り扱いでも、

して、前年の状況を基本的には尊重してちゃんと書類を出してこいと待っていて、子供たちの中、証明できる子は出してもらえるけれども、親が非協力的で出してくれないところは、今の話だと都道府県によつてはやらないかもしませんよ。これでいいんですか。

○細野委員 私も、現実的には学校でやっているを
教育委員会を見てして学校現場の先生方に意見をう
し協力していただきながら、そういう困つていて
子供がいたら対応できるような体制をつくつていて
くようになつたオロローアップをしていきたいと思いま
す。

○下村国務大臣　まず、きょう参議院でこの法案を可決をしていただいたら、直後に、チラシを用意しておりますナヒニ、「高等学等就学支援

得ないと思うんです。私が申し上げたいのは、家計急変のケースについても、その判断基準については、書本内にほやほや文部省の則から下さらない

意しておらぬでござれども、高齢者を対象としておおむね年金について、これは都道府県を通じて、新高校一年生になるであろう対象者関係の方々に配付をしていただぐような形で、周知徹底を文部科学省として先頭に立つてやりたいというふうに思いま

と現場は相当苦労するんじゃないかということなんですよ。ですから、先生方がやつていただかなきやならないのは、この制度が導入された以上、これは必要だと思いますよ。

考え方については、これは文科省としてお示し
一なる、どういうふうこはる考え方になりません

下村国務大臣 当然、文科省として、考え方について明示をいたします。

ただ、これは、所得証明書等の具体的な申請書類が明らかでないと家庭急変かどうかも事実関係がわからぬわけでありまして、やはりそういう

書類上の対応は関係の家庭にははしていただく必要があると思いますが、学校の先生方には十分周知徹底をするようにしたいと思います。

○細野委員 家庭急変についても文科省としてしつかり考え方を示すという御答弁をいただきましたので、そこはしつかりと対応していただきました。

次に、文化芸術政策についてお伺いしたいと思います。

大臣のこの国会の冒頭でなされた挨拶を聞かせていただいて一つ印象に残りましたのは、文化化、スポーツの振興についての御発言でございました。【立派】で國の見開くところ、これは最近

した「文化藝術立國の実現」ため、「それは最近
ずっと使つてゐる言葉だ」と思ひますが、「我が國
が世界に誇る有形無形の文化財を保存、活用して

「いくとともに実演芸術やノンテアラ芸術等の幅広い芸術を振興し、それらのための人材育成を強化します。」これはいいと思います。「そして、我が國づくしのアーティストたちが、これまで以上に世界へ

「日本の文化力を言語的に強化することで、『みんなで、がんばる』が、二〇二〇年には、日本が世界の文化交流のハブとなることをを目指します。」

「まことにオリンピックのときには世界から
スピード選手はもちろんですが、お客様がたく
さん来られるでしょうから、そのときには日本が

文化についてもいろいろないところを皆さんに見ていただいたら、すばらしい経験をしていただけたと帰つていただく、そ

いう趣旨だと思うんです。これは大臣、どのようにハブとしての実現を図っていくのか、そこについてのお考えをぜひお聞かせいただきたいと思います。

○下村国務大臣 御指摘のように、二〇一〇年をターゲットイヤーにしていきたいと思います。これは単に五輪開催の年ということではなく、日本は現在、明治維新、終戦に続く第三の社会変革のときとして新しい日本を創造するスタートにしていきたいと考えておりまして、文化政策については、二〇二〇年を新たな飛躍のチャンスと受け止めたいと思います。

そのために、現在、私のもとで文化芸術立国中長期プラン、これを検討中でございまして、これは、意欲的に、二〇二〇年、七年後までに今の予算も倍増するという中で、今年中にこのめどについての取りまとめをする予定でございますが、具体的な現時点における方向性としては、世界に誇る日本各地の文化力、すなわち、各地域が主体となり実績を積み重ねつつある文化芸術活動や、あるいは各地域で長年受け継がれてきた有形無形の文化遺産を活用した取り組み、また、日本の文化力の海外発信、世界との交流を目指した国際イベント、このようなものを実施することによって、日本各地の地域資源を積極的に活用しつつ、全国の自治体や多くの芸術家等関係者とともに、世間に日本の文化プログラムの提供を行うことについて検討していきたいと思っております。

それを実現するためには、文化芸術で創造力豊かな子供を育てる。そのための人材育成に関する施策、地域の文化資源を生かした町づくりの推進などの地域を元氣にする施策、そして、伝統工芸、芸能、生活文化、これは衣食住全ての分野でもあります、が、海外発信の強化など、世界の文化交流を推進する施策などによりまして、文化の力の計画的な強化を図ることが必要であるというふうに考えております。

同時に、二〇二〇年には世界じゅうからトップアスリートが約一万人訪れます、世界じゅうからトップアーティストも一万人、これは東京だけでなく、日本全国、今申し上げたような地域の文化芸術のいろいろな行事にも一緒に参加をしていただいて、そこに海外の観光客も一緒に参加して

いただくような形で、ハブ、拠点で、これは前の文化庁近藤長官が、かつての長安のような、その長安というのを見えてきた。どうなって、やまいいで

長安のいのちを陥れ、またわれし時代のいくわかりませんが、しかし、そのときは世界じゅうの文化芸術関係の人々が長安に訪れる、そういう時代だったことを言つていて、そういう

時代が、かといふことをおねがいする意味で、これから日本が、文化芸術について世界じゅうの人たちが、人も含めて一度は訪ねる、そこからまた新たな文化が生まれる、

る。だから、これが新たに文化を創りながら、ついでに、もともと日本の持つている伝統文化を生かしながら、それと連動させる、そういうことをぜひ考えてやつて、行きたいと思っております。

○細野委員 日本が世界の文化交流のハブとなること、これがすばらしい目標だと思うんです。さぞ、日本の今の文化政策など見て、まるで

たた 日本の今の文化政策などを見て、少しちょつと大見えを切つたなという感がしなくもなんいんですよ。

といひのは、文科省がよく使つてゐる資料で、けれども、予算の規模でいうならば、日本の場合には大体文化関係の予算、いろいろ集めて一千億ちょっとそこそこ。つまり、国民の算比率見

倒ちます。どうぞ日本で見ると○・一%。フランスなんかの場合は、一%を超える予算が配分をされています。

せ。『とくに資本をいたたいて見てみたが、
ですけれども、工夫をして文科省としてはいろいろ
やつておられるのは理解をしつつも、やはり予
算の半分の二分の一は本当に限らなくて、二年

算の枠そのものが非常に限定をされていて、正直言うと、予算の配分もかなり細かいという感じがしなくもないんですよ。

さらに 私は演劇を見るのが好きで 東京をもうなんですがれども、地元の静岡なんかでも足を運ぶんです。東京は、国立劇場もありますし、文

科雀が支援をしていいんだとしても、サントリーホールとか東京芸術劇場とか是非常にいい劇場ですよ。そういうところもあって、まだそういうのをもっとやっていきたい。

静岡の場合は、S P A Cという劇場がありまして、これは県立で劇団を持つてるので、そこには直接支援していただいて非常にありがたいんですね。

けれども、地方になつてくると、なかなか演劇とか、ましてや日本の芸能みたいなものに関しては、触れる機会は極めて限られている。ですからそこは、二〇二〇年にこれだけやるということで大見えを切られたのであれば、相当努力しない限り、なかなかそれだけの場になりにくいいという現状があると思うんですが、その辺の意識は、大臣、どのように持つておられますか。

○下村国務大臣 これはおつしやるとおりだと申します。文化庁だけの発想では、現在の課題を実させるということは、できるかもしれません。しかし、これから本当に文化芸術立国としてのハブ化ということになると、まさにオール・ジャパン的な、あるいは、日本国内だけでなく、世界からのいろいろな提言を受けながら考えていく必要があるのでないかというふうに思つてあります。私は二〇二〇年のオリンピック・パラリンピックの担当大臣兼務ということでもありますので、今までの枠だけではなく、さらに日本を立て直すための、オリンピックを活用した、いろいろなオール・ジャパン的な取り組みをするこことによって、大見えという話を言わわざしましたが、そうでないようなものをこれからクリエーティブな形でつくづいていきたいというふうに思つておりますし、事実、過去十年間、対前年度比一億とか二億とか、その程度しか実際は文化予算というのはふえていないんです。

ですから、今、文化庁の中でも、同時に、例えば公共事業費の1%は文化芸術について必ず使うようになるような法案の準備とか、それから、これは超党派の議員連盟の中で、IR、カジノを用いた国際観光産業としての、その中の収益の一部を文化予算に特化してお願いするとか、いろいろな形で、今までにない、財源も確保しながら新たな取り組みについてしつかり考え、対応していくたいと思います。

がりも強いし、復興についても前に進めていくことが可能になっているという現状があると思います。ですから、文化というのは、決して金持ちだけのものでももちろんないし、ましてや東京だけのもので絶対あつてはならなくて、社会全体に非常に不可欠なんだという前提に立つて、本気で取り組んでいただきたいと思います。

一点だけお願いは、舞台芸術とか、あとは伝統芸能とかの予算を見ていて感じたのは、被災地にいろいろ配慮してつけていただいているんでしようけれども、拠点がないこともあって、ややそういう面では不足をしている部分があるのかなとうふうにも思うんですよ。ですから、そこはもう一度二〇二〇年に向けて見直していただきたい、特に被災三県に配慮した予算を組んでいただきたいふうに思います。

時間がなくなりましたので、最後に一つだけ。

児童養護施設のことを二回について聞いてまいりましたが、そのたびに大臣から御答弁をいたしましたが、これまでの答弁は、文科省としてこれまでやつてきたことをよりやつていきますと、つまり、高校の無償化についても、児童養護施設の子供の場合には明らかに所得が低いわけだから、そこについては上乗せをしますとか、そういう御答弁だったんですね。

大臣、ちょっとここで一步踏み込んでいただきたくて、児童養護施設に行きますと、例えば、中学生ぐらいの子供が小学校ぐらいの学力の宿題を一人でしていたりするケースが多いんですよ。やはり、親がネグレクトをしていたりもしらは虐待をしていたりしますから、意欲を持ちにくいやつらには、勉強が根本的におくれているという現状がある。その中で高校中退者も物すごく多いし、大学進学は一割。意欲を持つところからやはり相当ケアをしない限り、この状況は改善しないと思うんです。

大臣は同じく冒頭の御挨拶の中で、「意欲と能

力のある学生が経済的理由により学業を断念することができるよう、「というふうにおっしゃいました。ぜひ一回、文科省の施設ではないですが、厚生省の施設ではあるんだけれども、児童養護施設の中では子供たちの学習はどうなつてているのか、それを文科省としててこ入れることができないか、ぜひちょっとやってみていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○下村国務大臣 児童養護施設に入所する子供たちはを含め全ての子供たちが意欲を持って学習できる環境づくり、これは大変重要な課題であるといふうに考えております。

委員御指摘のように、児童養護施設は厚生省の所管ということになりますが、私も改めて委員から質問を受けたということで、厚生省がどんな児童養護施設に対しての子供の教育支援を行つていらるかということを調べてみましたら、例えば、学習塾に通いたいという場合にも厚生省関係で対象者は負担しているとか、部活動費も実費で出しているとか、いろいろな取り組みはしているよ

りまして、そのたびに大臣から御答弁をいたしましたが、これまでの答弁は、文科省としてこれまでやつてきたことをよりやつていきますと、つまり、高校の無償化についても、児童養護施設の子供の場合には明らかに所得が低いわけだから、そこについては上乗せをしますとか、そういう御答弁だったんですね。

大臣、ちょっとここで一步踏み込んでいただきたくて、児童養護施設に行きますと、例えば、中学生ぐらいの子供が小学校ぐらいの学力の宿題を一人でしていたりするケースが多いんですよ。やはり、親がネグレクトをしていたりもしらは虐待をしていたりしますから、意欲を持ちにくいやつらには、勉強が根本的におくれているという現状がある。その中で高校中退者も物すごく多いし、大学進学は一割。意欲を持つところからやはり相当ケアをしない限り、この状況は改善しないと思うんです。

大臣は同じく冒頭の御挨拶の中で、「意欲と能

力のある学生が経済的理由により学業を断念することができるよう、「というふうにおっしゃいました。ぜひ一回、文科省の施設ではないですが、厚生省の施設ではあるんだけれども、児童養護施設の中では子供たちの学習はどうなつてているのか、それを文科省としててこ入れできることができないか、ぜひちょっとやってみていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○下村国務大臣 確かに、御指摘のように、平成二年から平成二十四年の二十年間で公立学校の生徒数が約四〇%減っています。公立高校は、私のデータですと一二%学校数が減っているということとで、生徒数の減少から比べると高校の減少の数はそれほど極端ではないわけがありますが、それぞれの、特に過疎地域の公立学校については、大変に御苦労されているのではないかというふうに思います。

我が国の残念ながら少子化の中で、教育現場においてそのような状況が、これは全国的にどこでも見られるということであるわけでありまして、公立高校の設置、廃止については、これは基本的に各都道府県や市町村の判断で行われるものでありますけれども、各設置者においては、生徒や保護者のニーズ、進学動向、それから生徒の通学の便、また、学校の規模等の地域の実情等を十分に配慮しつつ、再編整備が進められるものと考えております。

○井出委員 今お話をしました、特に通学時間が長くなつていて、そういう地方におきましては、私の地元でもそうですが、公共交通機関、電車が一時間に一本ですか、バスもなかなか本数が少ない。そういうところを私としてはかなり懸念をしております。

今、基本的には都道府県の判断だというお話をありました。事前にちょっと調べていただいたのが、昭和三十六年、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律というものが出ておりまして、大臣がおっしゃったように、「都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない」と

力のある学生が経済的理由により学業を断念することができないよう、「というふうにおっしゃいました。ぜひ一回、文科省の施設ではないですが、厚生省の施設ではあるんだけれども、児童養護施設の中では子供たちの学習はどうなつてているのか、それを文科省としててこ入れすることができないか、ぜひちょっとやってみていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○下村国務大臣 児童養護施設に入所する子供たちはを含め全ての子供たちが意欲を持って学習できる環境づくり、これは大変重要な課題であるといふうに考えております。

委員御指摘のように、児童養護施設は厚生省の所管ということになりますが、私も改めて委員から質問を受けたということで、厚生省がどんな児童養護施設に対しての子供の教育支援を行つていらるかということを調べてみましたら、例えば、学習塾に通いたいという場合にも厚生省関係で対象者は負担しているとか、部活動費も実費で出しているとか、いろいろな取り組みはしているよ

りまして、そのたびに大臣から御答弁をいたしましたが、これまでの答弁は、文科省としてこれまでやつてきたことをよりやつていきますと、つまり、高校の無償化についても、児童養護施設の子供の場合には明らかに所得が低いわけだから、そこについては上乗せをしますとか、そういう御答弁だったんですね。

大臣、ちょっとここで一步踏み込んでいただきたくて、児童養護施設に行きますと、例えば、中学生ぐらいの子供が小学校ぐらいの学力の宿題を一人でしていたりするケースが多いんですよ。やはり、親がネグレクトをしていたりもしらは虐待をしていたりしますから、意欲を持ちにくいやつらには、勉強が根本的におくれているという現状がある。その中で高校中退者も物すごく多いし、大学進学は一割。意欲を持つところからやはり相当ケアをしない限り、この状況は改善しないと思うんです。

大臣は同じく冒頭の御挨拶の中で、「意欲と能

力のある学生が経済的理由により学業を断念することができないよう、「というふうにおっしゃいました。ぜひ一回、文科省の施設ではないですが、厚生省の施設ではあるんだけれども、児童養護施設の中では子供たちの学習はどうなつてているのか、それを文科省としててこ入れすることができないか、ぜひちょっとやってみていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○下村国務大臣 確かに、御指摘のように、平成二年から平成二十四年の二十年間で公立学校の生徒数が約四〇%減っています。公立高校は、私のデータですと一二%学校数が減っているということとで、生徒数の減少から比べると高校の減少の数はそれほど極端ではないわけありますが、それぞれの、特に過疎地域の公立学校については、大変に御苦労されているのではないかというふうに思います。

我が国の残念ながら少子化の中で、教育現場においてそのような状況が、これは全国的にどこでも見られるということであるわけでありまして、公立高校の設置、廃止については、これは基本的に各都道府県や市町村の判断で行われるものでありますけれども、各設置者においては、生徒や保護者のニーズ、進学動向、それから生徒の通学の便、また、学校の規模等の地域の実情等を十分に配慮しつつ、再編整備が進められるものと考えております。

○井出委員 今お話をしました、特に通学時間が長くなつていて、そういう地方におきましては、私の地元でもそうですが、公共交通機関、電車が一時間に一本ですか、バスもなかなか本数が少ない。そういうところを私としてはかなり懸念をしております。

今、基本的には都道府県の判断だというお話をありました。事前にちょっと調べていただいたのが、昭和三十六年、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律というものが出ておりまして、大臣がおっしゃったように、「都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない」と

あります。

ただ、昭和三十六年当時は、私が想像するところ、まだ日本が高度成長の中にあって、これから人口があえていく。そういう中で、人口があえていくものに対して教育環境をしつかりと都道府県で整えてほしいという意味合いでスタートしたのではないかと推測をしております。

今、この少子化の時代の中で起こっていることはまさにその逆の傾向であつて、学校が減つていく。私は減らざるを得ないとところもあるとは思つております。大臣のお話の中で、学校の規模ということで地域、地元の皆さんのが学年の統廃合を望んで、複数の学校を一つにするといった事例もかなり聞いております。

ただしかし、この学校の減少に対してもこれまで政府対応がどのようなものがなされたのか、政

また、政府のスタンスを改めてお伺いをいたします。

○下村国務大臣 今、委員から御指摘があつた昭和三十六年の公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律、この中の第五条の中に、「公立の高等学校における学校規模は、その生徒の収容定員が、本校又は分校の別に従い、本校にあつては二百四十人、分校にあつては政令で定める数を下らないものとする。」ということです。要するに二百四十人というのが数だつたです。ですから、これに該当しない過疎の高校というのには、かなりの数、恐らく長野県でもあるのではないかというふうに推測いたします。この第五条を平成一十三年度に廃止して、つまり、公立高校の普及及び機会均等を図るために、公立高校の生徒の収容定員の基準を事実上はなくしたということです。

ですから、この二百四十人ということももうことなく、「都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。」という位置づけの中で、これはつ

まり、生徒や保護者のニーズとか進学動向とか、それから生徒の通学の便、学校の規模等、かといつて余り小さくなると、今度は教育上の成果、教育条件を整えるということについては責任を持つべきであるというふうに思います。が、公立高校については、これは設置主体は都道府県あるいは都道府県によつてそれぞれ判断は違います。結果的には、これは設置者である地方公共団体が適切に判断できるようになつたということです。が、長野県は長野県なりの地域の事情の中で独自に判断できるようになつたということです。

○井出委員 今、二百四十人の基準をなくしたと。また、各都道府県においては、これまでの学区制を、今は各学区をなくして全県一学区にするなどさまざまな工夫がされていると思いますが、学校だけではなく、そもそも市町村合併も進んでおりますし、少子化というものがなかなかそのまま流れをとめられない。

しかしながら、例えばある町に、先日もちょっと例に挙げたかもしませんが、私の地元に小海町というところがあつて、小海町に小海高校がある。そうした町の名前がついた公立高校があつて、そういうものを守つていきたいという思いを持つている方も多数いらっしゃるかと思いますし、私は、地域の高校というのは、今、地元の方もいろいろな形で支援をされたりして、学校の質を上げるような取り組みも、例えばその小海高校ではありますが、地域の財産、核であると思っております。

そういった意味で、でくるだけ何とかこの問題を考えていきたいと思っております。

先日の高校無償化の議論、私が冒頭にさせていただきました。生徒さんお一人お一人に平等な公的支援をしていくという一つの基準、それは非常に大切なものだと思っておりますが、ただ、それだけ立に行くかによつてそれだけ税金投入額が違うということについては、今度は設置主体に対してではなくて、生徒一人当たりという視点から考えて同じ税金投入額をする、それがいわゆるバウチャーリー制度ですけれども、例えばそういう考え方もありますが、ただ、平成二年と二十四年でその数字を見ますと、公立の学校が減少のほとんどだ。私は、私がさつきお示しした数字ですと微増の状況。

そういった数字を見ると、やはり公立の自然淘汰についても、今、過疎の地域についての加算というお話をありました。が、国として少し問題意識を強めていただきたいと思います。改めて見解を伺います。

○下村国務大臣 私立学校の設置基準については、これは、基本的に都是道府県の私学審議会等が一緒になつて判断することになるわけです。

たゞ、その前提としての基準というのがあります。つまり、公立でも私立でもどこに行つても子供負担額は同じだということについて

○下村国務大臣 義務教育について、つまり中学

校までは、国が全国どこでも公正公平、平準的な

ですね。

ですから、都市部においてかなり限定して、あ

る意味では特区のような形で、公立でも私立でもつべきであるというふうに思います。が、公立高校については、これは設置主体は都道府県あるいは都道府県によつてそれぞれ判断は違います。

市町村ですので、基本的にはその判断だということをまず御理解いただきたいというふうに思いました。

私は十八歳までは群馬で育ちまして、その当時は、長野県というのは教育県だというのですぐ評判の県の一つだつたんです。その当時の、長野県は教育県だというイメージは、最近やや聞かれなくなつたところもあるのではないかというふうに思います。

ですから、長野県が長野県全体の県立高校をどうするかということについては、これはぜひひ県で考えていただきたい。その部分で国が、文部科学省がフォローできる部分があればしっかりフォローさせていただきたいと思います。

先ほどの御質問ですが、今までの国あるいは地方自治体の教育費については、設置者に対して税金を投入するということによって、これは高校無償化のときの話ですが、例えば都立高校ですと、生徒一人当たり年間約百二十万円、税金が投入されているんです。これは、私立高校ですと私学助成金という名目で税金が一人当たり三十八万円なんです。

ですから、同じ高校生であつても、私立に行く

ことによって、生徒一人当たりという視点から考

えて同じ税金投入額をする、それがいわゆるバウ

チャーリー制度ですけれども、例えばそういう考え方もありますが、ただ、平成二年と二十四年でその数字を見ますと、公立の学校が減少のほとんどだ。私は、私がさつきお示しした数字ですと微増の状況。

そういった数字を見ると、やはり公立の自然淘汰についても、今、過疎の地域についての加算と

いうお話をありました。が、国として少し問題意識を強めていただきたいと思います。改めて見解を伺います。

○下村国務大臣 私立学校の設置基準について

は、たくさん選べる学校がないと成り立たないん

るということで、少子化とはいって、一切新規参入は認めないということではないわけです。

ですから、やはりそれぞれの高校が公私問わず

いい教育をすることによって、いい教育というの

は、そこに通っている子供にとつてさらに伸び行

くような競争を健全な意味でやることによって、

結果的に公立学校が人気を博すといいますか生き

残っていくという手立てがやはり必要であつて、

その結果自然淘汰されるのであれば、それは、よ

り教育の成果、効果が上がる前提の中ではやむを得ないというふうに思うんです。

ただ、それとは別に、過疎は過疎として、その

一校しかない学校が廃校になるかどうかという話

で、違う学校を選択できるという話ではあります

んから、それは都道府県等設置主体がそれぞれの

地域のニーズに応じて、これは適切に判断してい

ただきたいと思います。

○井出委員 きょうは、そういつた過疎地域の学

校に対する貴重なお話をいただけたと思つてお

ります。

私も、基本的には学校の設置については都道府

県の判断または地元の判断だと思っております

が、そうした地元、都道府県の今後の学校再編計

画、決断に資するような、その参考となるような

議論をぜひ政府内、国会でも深めていけばと思

いますので、よろしくお願いいたします。

きょうはありがとうございました。

○小瀬委員長 次に、宮本岳志君。

○宮本委員 日本共産党の宮本岳志です。

先日、当委員会で足立区第四中学校の夜間学級

を視察いたしました。さまざまな事情から義務教

育未終了の方々に学びを保障する場である夜間中

学校は、今日かけがえのない役割を果たしている

と思います。

ことしの八月の六日に、夜間中学校問題の金井

派が参加する院内シンポジウムが開かれ、私も含

む当委員会の理事会メンバーのほとんどが呼びか

け人になっております。シンポジウムで、まさに

足立四中の卒業生の訴えもございました。

埼玉在住のその女性は、父親一人に育てられ、

中学一年のときから近所に手伝いに行つたり仕事

に追われ、結局中学校を卒業できなかつた。しか

し、就職をするに当たつても、履歴書に中学卒業

は、もう一生懸命働いたのだから何か自分のしたいこ

とをしたらと言われ、学校に行きたい、こういう

言葉が出たというんです。足立四中に入つて勉強

するようになつて、学校へ行つてよかつた。こんな

にも楽しいことがあるんだ、漢字が読めるよう

になつた、数学がわかるようになった、それは少

しづつ自分が生きていく自信になりましたと語つ

ておられました。この女性はその後、春日部高校

の定時制にも進学をしておられます。

まず大臣、この話を聞いて、今日夜間中学が果

たしてある役割について、大臣の御認識をお伺い

いたします。

○下村国務大臣 中学校夜間学級、いわゆる夜間

中学は、戦後の混乱期の中、生活困窮などの理

由から、昼間、就労または家事手伝い等を余儀な

くされた学齢生徒が多くいたことから、これらの

生徒に対しても義務教育の機会を提供

するため、昭和二十年代初頭から中学校に設けら

れている特別の学級であるわけでござります。

実は、私の義理の父が夜間中学についての本を

著しておりまして、また、私も夜間中学の関係者

の方々からお話を聞いたことがあります、さら

にこれらの方々に加えて、現在、中学校夜間学級

を視察いたしました。

この精神に立つて本当に全ての人々に基礎教育を

確保しようと思えば、まず、学齢期を過ぎながら

義務教育を受けられずにいる人々が日本にどれほ

どいるかを把握することが必要不可欠だと思う

んです。

しかし、既に日弁連は、二〇〇六年八月の十日

政府に提出した「学齢期に修学することのできない

こととされているところ」でございまして、その結

果として、いわゆる夜間中学校が設置されていな

い県も多數あるという現状でござります。

○宮本委員 これまでそういう答弁が続いてきました。

しかし、既に日弁連は、二〇〇六年八月の十日

政府に提出した「学齢期に修学することのできない

こととされているところ」でございまして、その結

果として、いわゆる夜間中学校が設置されていな

発電システムを備えたファームでございます。国家が打ち出す大型の浮体洋上風力に比べて数メガワットタイプの中規模であります。日本の沿岸、漁港の近くに多数普及することを期待するものであります。

ところが、浮体洋上風力の技術だけでは事業性が成立いたしません。ですので、養殖業と合体をさせて、漁業組合が運営の主体ともなって事業を開拓することが考えられます。コスト的にも、漁業権の問題、環境アセスの問題も解消しますし、今少子化でなかなか後継ぎもない、また、所得も減収をしている漁業といたしましても、先進的な漁業の形態のアイデアの提供ということからも、九州大学が今頑張つてこの提案をしているわけであります。

沿岸ばかりではなくて、少し外洋に出ますと、魚も縮まつて大変生きがよいということになります。発電も風が出て効率がよくなるということでございます。台風が来れば、メガフロートでありますので移動して避難もできる。

このような海上の沖で行われる太陽光や風力発電は、陸まで電線を引くのではなくて、海水を電気分解してまず水素をつくり、その水素を陸に運んでから燃料電池などで発電するという構想だそうです。将来は、ガソリンスタンドは当然ですが、コンビニでも電気を購入できる時代が来るのではないかと、この研究をなさっている大屋教授がおっしゃつておられました。関係する研究者の方々は、背水の陣で開発に臨むことを決意されています。政府では国家戦略特区構想を検討されています。また、JSTという科学技術振興機構と文科省関係の産学共同実用化開発事業というものにもチャレンジをされているそうであります。

このメガフロート、浮き島式洋上発電設備についての見通しと御見解をお聞かせいただければと思います。

○木村政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、海の活用の観点からは、再生可能エネルギーにむしろボテンシャルがあるので

はないかというふうに考えてございます。

我が国では、今後三年間で最大限再生可能エネルギーの普及を加速するということにしてござりますが、この中で、まずは特に洋上での風力発電を展開することが考えられます。コスト的にも、漁業権の問題、環境アセスの問題も解消しますし、今少子化でなかなか後継ぎもない、また、所得も減収をしている漁業といたしましても、先進的な漁業の形態のアイデアの提供といふことからも、九州大学が今頑張つてこの提案をしているわけであります。

沿上風力の導入は、陸上風力に比べまして、立地制約から解放される、あるいは、風況のよいところを選んで立地できますので発電効率が高まるといったメリットがあると考えてございます。

経済産業省といたしましては、まずは福島県沖で現在、これはメガフロートではございませんけれども、浮体式の洋上風力について実証事業を行つております。本事業は、本格的な事業化を目指した世界初となる取り組みでございます。日本本の浮体構造物、風車、鋼材、あるいは電線やケーブルといった、その一線級のメーカーが結集した世界最先端の技術開発、実証を進めておるということでございます。

御指摘のような複合ファームにつきましても今後視野に入れながら、いずれにいたしましても、海洋エネルギーについてしっかりと自配りをしていきたいと考えておりますし、それから、御指摘いたしました水素をそのまま用いた再生可能エネルギーの貯蔵といいますか、そういったものにつけて、私どもとしては、そういう面にも自配りをしていただきたいと考えてございます。

ただきました水素をそのまま用いた再生可能エネルギーが可能なワックスエステルという脂質を多く含有させることができます。それで、ミドリムシでジェット機が飛ぶ時代が来るかもしれないという夢も語つておられました。つくり出すエネルギーの視点とということからも、大変可能性が広がるのではないかというふうに思います。

この研究のように、大学連携の強みは、イニシャルコストが軽微で済むこと、また、不足する経営資源については、東大とは藻類の脂質成分の研究、近畿大とは食品、化粧品の機能性の共同研究で阪府立大とは食品、化粧品の機能性の共同研究を進めることができたそうです。

今後は、環境やエネルギー分野の共同研究で大企業とのパートナーシップを強めていくということで、この日も大手企業との研究の進捗状況の話し合いの場が持たれていました。

こういった一例を御紹介しますのも、教育そして研究は、途方もない道のりを経て、努力が報われるほんの一部かもしれませんけれども、こうした研究、特にこういう若い方々の可能性について、国を挙げて支援する体制も必要なのではな

た。

日本におけるユーニーグレナの研究は、これは藻の一種でありますけれども、一九七〇年代から活発に行われたそうで、一九九〇年代には環境技術としての研究が主だったようです。具体的には、火力発電所等から排出される二酸化炭素をユーニーグレナを食料としても利用することを検討していました。

ユーニーグレナは、食品として、含有する栄養素の種類が多く栄養価が高いこと、消化吸収を妨げる細胞壁ないので消化率も高いと伺っています。その特徴を生かしたお菓子や健康食品も製品化をされているということで、ミドリムシクッキーもいただきました。

また、培養方法次第では、ジェット燃料への加工が可能なワックスエステルという脂質を多く含有させることができます。それで、ミドリムシでジェット機が飛ぶ時代が来るかもしれないという夢も語つておられました。つくり出すエネルギーの視点とということからも、大変可能性が広がるのではないかというふうに思います。

この研究のように、大学連携の強みは、イニシャルコストが軽微で済むこと、また、不足する経営資源については、東大とは藻類の脂質成分の研究、近畿大とは食品、化粧品の機能性の共同研究で阪府立大とは食品、化粧品の機能性の共同研究を進めることができたそうです。

今後は、環境やエネルギー分野の共同研究で大企業とのパートナーシップを強めていくということで、この日も大手企業との研究の進捗状況の話し合いの場が持たれていました。

こういった一例を御紹介しますのも、教育そして研究は、途方もない道のりを経て、努力が報われるほんの一部かもしれませんけれども、こうした研究、特にこういう若い方々の可能性について、国を挙げて支援する体制も必要なのではな

い。

このようないい研究者、起業家に向けての支援体制の構築について、またユーニーグレナの研究者の方々についても具体的に御存じであれば、今後の文科省としての御見解についてもお伺いできればと思います。

○田中政府参考人 ただいま先生御指摘のユーニーグレナ、ミドリムシでございます。葉緑体を持ちながら動き回るという、大変ユニークだらうと思いますけれども、それにつきましては、まさに夢の目標達成を目指して、本事業は、本格的な事業化を行つております。本事業は、洋上風力について実証事業を行つております。

本の浮体構造物、風車、鋼材、あるいは電線やケーブルといった、その一線級のメーカーが結集した世界最先端の技術開発、実証を進めておるということでございます。

御指摘のような複合ファームにつきましては、生物学機能というのを工業製品の生産に活用できるのではないだろうかというようなことからそぞれども、全体としては、まだ少し基礎的な段階の重要性は認識しておりますけれども、一部商品化をされていいるというところもございますけれども、全体としては、まだ少し基礎的な段階の研究等々を積み重ねる必要があるのでないだろうかというふうに考えているところでございま

す。

このため、文部科学省といたしましては、科学技術振興機構の研究支援制度、具体的には、戦略的創造研究推進事業、その中の先端の低炭素化技術開発、これはALCAというふうに言つておりますけれども、あるいは新技術創出、これはCRESTというふうに言つておりますけれども、こ

ういうような制度を通して、ミドリムシの生物的機能を利用した研究開発ということを官民挙げてできるようなどういうことで、支援を申し上げておるところでございます。

文部科学省といたしましては、大学を中心としてこういう基礎研究がどんどん進んで、基礎研究を進みながら、あるいは人材の育成に貢献がされるということを注視していただきたいというふうに考えておるところでござります。

○青木委員 ゼヒ積極的な取り組みを私からもお願いさせていただきたいと存じます。

○青木委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いを申し上げます。

時間がありませんが、最後に一点だけお伺いをさせていただきます。iPSについてでございま

す。これは科技特の方でやはり京都大学に視察に伺

いまして、山中伸弥先生から御講義をいただきました。その中で、再生医療用のiPS細胞のストックがこれらの課題であるというお話をございました。患者御本人からiPS細胞をつくれば拒否反応を回避できるのですが、そのためにはお金と時間がかかります。一人一人あらかじめストックでなければベストではありますが、ドナー一人当たり五千万から一億円、これはアメリカの試算でございますが、費用がかかるとのことでございました。

そこで、iPS細胞のストックが必要となります。拒絶を減らすには、HLAという細胞の血液型でございますが、の一致が重要であるとのことです。HLAは血液型とは違つて何万ものタイプがあり、親子でも兄弟でも違うんだそうです。ただ、まれに何百人に一人の割合で、父母、父、母それぞれから同じ型のHLAを受け継ぐ場合があり、その方はHLAホモドナーと呼ばれ、このホモドナーが百四十名いれば日本人の九〇%をカバーするiPS細胞のストックができるとのことでございました。ただし、そのためには約二十万人のHLAを調べる必要があり、一人調べるのに約三万円、二十万人で六十億円必要になるとの試算を提示されていました。これを高いと見るか必要と考へるかでございますが、現在は、日赤や骨髄バンクなどとそのストックの協力が進められているということをございました。

概算要求を拝見しますとiPS細胞のストックの構築というふうに明記をされておりますので、前向きに進んでいるのかなと、いうふうには思いますが、このiPS細胞ストックの必要性、また、今後についてお聞かせをいただければと思ひます。

○下村国務大臣 iPS細胞に関しては、いち早い再生医療への実用化が期待されているところでございます。安全性の高い再生医療用iPS細胞の製造は非常に高い技術やコストを要するため、研究機関がごとに作製するのではなくて、中核となる機関が

集中的に樹立、ストックした上で、iPS細胞を用いた再生医療の臨床応用を実施する大学、研究機関に提供する体制を構築することが必要であると、吉川元委員長がおっしゃったとおりです。

このため、京都大学iPS細胞研究所におきま

して、再生医療用iPS細胞の樹立、ストックに

向けた取り組みを進めており、文科省としては積極的にこれを支援しております。

今後とも、iPS細胞を用いた再生医療がいち早く患者のもとに届けられるよう、関係府省とも連携して取り組んでまいります。

○青木委員長 ありがとうございます。

ぜひ下村大臣におかれましても、この科学技術研究開発の分野におきましても御尽力いただきま

すようお願い申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○小瀬委員長 次に、吉川元君。

○吉川(元)委員 社会民主党的吉川元です。

本日は原発事故の賠償で時効延長を図る法案

が後ほど委員長提案されるということでございました

ので、それに関連して幾つかまず御質問をしたい

いというふうに思います。

先般、本委員会において原子力損害ADR時効

中止法案について審議をした際に、多くの委員の皆さんからも、損害賠償の請求漏れが生じるので

はないか、そういう指摘がされておりました。大臣、あるいは参考人として出席された東電の山口

取締役も、被害者をきめ細かく把握するために丁寧な対応に努めるとも述べておられました。

ただ、現在でも十四万人の方々が避難生活を行っております。これら土地や建物の賠償が本格化すると言われる中、避難生活を送つておられる被害者の方々にとってみれば、事故が起きた当

時の居住地の詳細な被害を算定するということは大変な労力が必要になります。この点、実は請求権があるのに知らなかつたり、あるいは被害を算定できないために請求を諦めたりしている未請求者がいたしております。日弁連の方からは、未請求

者について、百万人程度存在するのではないかと、いうようなことも指摘をされております。

そこで、文科省としてどのようにこの未請求者の問題について取り組みを行おうとしているのか、お聞かせください。

このため尋ねますけれども、これまでADRに申し立てがされた件数並びにADRを利用して和解に至つた件数についてお聞かせいただければと思います。

今後もしっかりと周知をしていただければと思います。

○下村国務大臣 今回の原子力事故で生じた原子力損害については、被害者の方々が迅速かつ正確に賠償を受けていただけるようにすることが重要であるというふうに認識しております。

このためには、東電と自治体とが緊密に連携していいくことが重要であり、未請求者の方々の状況を把握するべく、東京電力が保有する未請求者情報の自治体への提供や、自治体が保有する住民情報報と東電の請求者データとの突合を行うための準備を進めているところであります。

また、政府広報等を通じて、原子力損害賠償紛争解決センターの周知や、未請求者の方々に対する請求の呼びかけを実施しております。

さらに、簡易迅速な紛争解決手続を被害者の方々がより活用しやすくなるように、ADRセンターに関する福島県内に五カ所の事務所及び支所を設置するほか、人的体制の強化を行つております。

このような対応をしつかり行うことにより、被害者の方々に対し迅速かつ確実な賠償がなされるよう努めてまいりたいと思います。

○吉川(元)委員 時効延長が図られれば、請求権を持つ被害者の方をより多く救済することが可能になります。ぜひ、今ほど大臣の方も、周知等々を含めてやつていくこととございますので、東電に対して、未請求者の把握や賠償の周知に一層努力するよう指導していただければとうふうにも思います。

そこで、福島原発事故の損害賠償ですが、被害者が東電に直接請求をした場合に、ともすれば大幅低い賠償額が提示されるといったことをよく耳にいたします。そういう意味でいえば、今ほども少しお話がありましたが、裁判と違つて手数料がかからず短期間で解決できるというふれ込みのこ

のADR、大変重要な役割を果たさなければいけないというふうに思つております。ただ、なじみのなさもあつて、東電に直接請求して合意されると件数の方が圧倒的に多いのだろうとも思います。

そこで尋ねますけれども、これまでADRに申し立てがされた件数並びにADRを利用して和解に至つた件数についてお聞かせいただければと思

います。あわせて、ADR時効中断法、先般の通常国会の中で成立いたしましたけれども、それ以降の申し立て件数に変化があつたのか、それもあわせて尋ねます。

○田中政府参考人 お尋ねをいただきましたARDR、原子力損害賠償紛争解決センターの申し立てにつきましては、昨日、十一月二十六日時点で八千六百六十五件でございます。このうち、既済件数、終わつたと、いうものは六千百四十九件という状況になつてござります。

また、ADR時効中断特例法が施行されました本年六月以降の申し立て件数及び処理実績の傾向といふことでござります。

その後でござりますが、一ヶ月当たり、申し立て件数は平均約三百五十件、既済件数が平均約四百件といふことでござります。傾向としては、ADRに対する申し立ては漸次若干増加傾向にあります、つまり、ADRにいろいろな方々から申し立てがされておられるという状況にあるというふうに認識してござります。

○吉川(元)委員 若干増加傾向にあるということござりますけれども、数字を見ますと、それほど大きな変化がないということでありますので、今後もしっかりと周知をしていただければとうふうに思ひます。

本来であれば、東電と被害者との間で納得できる条件で賠償の合意ができれば一番よいのですけれども、本委員会でも取り上げました風評被害の

賠償打ち切りの案件のように、被害者が納得できない事案、これも今後多く出てくると予想されま

たが、ADRのさらなる周知をお願いしたいと思います。

そこでお聞きしますが、ADRの特徴として、迅速、スピーディーな解決という点が挙げられます。しかし、当初、申し立てから和解案の提案まで平均七ヵ月、半年を超える程度の期間を要していたというふうにも聞いております。その後、人的な補強といいますか、仲介委員や調査官の体制を厚くして現在に至っているわけですけれども、現在、和解案の解決に至るまでの程度時間をお教えないだけれども、ます。

○田中政府参考人 ADRにつきましては、迅速とすることの処理ということが極めて大事だといふうに認識をしてございます。このため、ADRにつきましては、順次、体制の強化とすることを図つてございまして、現在は六百名を超える人員でございます。

先生御指摘のADRの時効特例法案の成立前と後といふことでござりますけれども、特例法の成立以前は、大体七から八ヵ月ぐらいかかる立場でござります。現在は、六ヵ月という

ことで、若干縮減をされているという状況にございます。

○吉川(元)委員 訴訟という方法を除けば、ADRは被害を公正に評価してくれる最後の手段ですので、迅速な処理が進むよう、文部科学省としても体制の整備に力を入れていただければとううに思います。

それから、あと、避難生活で被害の立証が難しい被災者に対して、お話を聞くと、東電側が必要もないような詳細な証拠の提出を求めたりしているということがこのADRでの紛争処理に時間を要している一因だ。そういう指摘もされておりま

す。原発事故の損害賠償は、被害者に寄り添い、負担をかけず、納得していただくことが最優先だと思いまますので、東電側の誠実な対応が必要だと考えております。

そこで、十一月一日の本委員会で指摘させてい

ただいた茨城県内の風評被害賠償の打ち切り案について、その関連でお尋ねいたします。

下村大臣は、風評被害賠償打ち切りの手続において、東電側の対応は不誠実であると指摘をされおられました。また、十一月二十日の、これは別の委員会、決算行政監視委員会ですけれども、臣も、「親身、親切な賠償という観点から不適切だ」というふうに答弁をされております。大臣お二人から東電の対応に厳しい指摘をしてくださつたことは、これは大変心強い限りです。

そこで考えますのは、損害賠償の認定も大変重要なわけですから、もう一方で、その賠償の打ち切りの仕方、これも非常に重要なふうに思います。

とりわけ風評被害に対しては、個々のケースに応じて、それぞれいろいろなケースがあるわけですから、それぞれに応じた丁寧な対応が求められるわけで、この間、東電がやつてきた半年以上放置しての突然の打ち切り、そういうことがあってはならないというふうに思います。

打ち切りに際しての最低限のルール、例えば、事前協議はもちろんのことですけれども、打ち切りの検討に入っている場合には早い段階でその旨を被害者の方に連絡するとか、そういうルールづくりが必要だというふうに思いますが、この点、大臣いかがでしょうか。

○下村国務大臣 これは吉川委員おっしゃるとおりだというふうに思います。

今般の原子力事故により被害に遭われた方々に對して、被災者の心に寄り添つて、迅速、公平、適正な賠償がなされるということが重要であると

るというふうに私も考えます。

前回お尋ねがあつた後の対応について、担当部局が東京電力にさらに連絡し、確認をいたしました。一方的に通知するのではなく、電話による説明や、ほかに個別の事情がある場合には改めて事情を伺う旨を書面で連絡するなどの対応を徹底して、それから行うことにしておきます。

○吉川(元)委員 この委員会でも指摘させていただきましたけれども、風評被害というものはなるだけ早くなくなつた方がよいということはもう間違はありませんし、いつまでも続けることはかえつてよくないことだというふうにも思います。

ただ、何度も指摘させていただいておりますけれども、半年間放置をして突然打ち切り、しかも半年間の分は支払わないということは、事業者の方にとっても資金繰りも含めて大変な苦労をされてしまうわけですから、より東電に対してもきちんととした指導をしていただければというふうにも思いましたし、また、できればそういうルールをきちんと明確にしていただければというふうにも思っています。

これに関連して、きょう葉梨財務大臣政務官の方においでいただきておりますが、課税措置について若干お聞きをしたいというふうに思います。現在、避難生活等による精神的被害や避難、帰宅費用など、心身の損害や資産の損害に対する賠償金は非課税となつております。しかし、営業損害のケースで給与の減少分に対する賠償などは課税対象になつております。

営業損害や給与の減少分に対する賠償は、もちろん事故がなかつた場合には本来課税対象になるという考え方には十分理解できます。ただ、今回の原発事故が与える影響を考えますと、損害賠償を受けたからといって、容易に生活再建やあるいは事業の再建が済むわけではないことは誰でも想像できることです。また、収入から本来控除されるべき経費等について、事故が収束していない現状

では、正確な数字を被害者がはじき出すこととうに非常に困難をきわめることだらうというふうにも思います。

ここは、もちろん前提はわかるんですけども、政策的な判断として、原発事故損害賠償金の全額について非課税とする措置が必要なのではないかというふうにも考えますが、この点についてはいかがでしようか。

○葉梨大臣政務官 先生御指摘のとおり、東電の賠償、大半は非課税でございますけれども、今までにした営業損害などのうち減収分に対しても支払いを受けるものなどについては課税となつておる。

ここどころは非常に難しいところなんですが、税の世界というのは、やはり他の均衡を非常に重視するものですから、例えば、ほかの民間企業が支払う損害賠償金の課税関係との均衡ですか、あるいは、被災者であつても事業継続や転業、転職による収入を得ている方との均衡、そういうものを考えますと、そこまで非課税としまるのは、税の世界ではなかなか難しいのかな。

ただ、しかしながら、やはり東電の原発の被害者の方々に對しては十分な配慮をしていかなければいけないことはそのとおりでございまして、雑損控除、住宅ローン控除等々の各種の税制上の特例措置によつてまた税負担を軽減しておるところですが、ざいますけれども、今後の被災者に対する税制上の支援についても、その実態を十分に踏まえて、引き続き検討をしていかなければならないものと考えております。

○吉川(元)委員 ゼひ前向きに検討していただければというふうに思います。

既に衆院通過ということになつておりますが、その中で、国家戦略特区法案に盛り込まれていた公立学校の民間開放、いわゆる公設民営化について何点かお聞きします。

まいりましたが、先ほどの局長答弁のように、誠実に着実にそのデザインを生かして建てるところ三千億円になる。これは当初の一一千三百億円から比べると膨大な予算アップになるわけでありまして、これは国民の理解が得られないということで、こ
れは、もつと私が先頭に立つて、国民に納得をしてもらう國立競技場のあり方について検討してい

一千八百億というのには、その幾つかのシミュレーションの中の最低予算額ということで、少なくともその程度以下にはおさめなくてはいけないという前提の中で、その中で、しかし、今までの経緯の中で東京都にも負担をしていただくということがあつたものですから、国立ですから、本体そのものは国が責任を持つべきものであるというふうに私も思つておりますが、ただ、周辺部分については、東京都にも協力ををしていただきたいということでお願いを申し上げました。

額については、総額がそのような形で今後もまた明確ではありませんので確定しているわけではありませんが、東京都にはもうちょっと負担をしてもらいたいということを、率直なところを申し上げているところでございます。

予算ですので、今後、東京都は都議会にも諮る必要がありますので、都議会や第三者委員会等から見て、東京都が明らかに負担すべきものであるという相当部分については負担をしていただけるということを猪瀬知事にも了解をいただきましたので、具体的な負担内容とかその額については、今後のこととござります。

文部科学省としては、この改正に基づき、多様な財源の確保を図りつつ、国民の理解が得られる形で、しかし、国際大会にふさわしい、オリンピックにもふさわしい、そのような国立競技場の改築を進めてまいりたいと思います。

○遠藤敬委員 新しい国立競技場の当初の計画では、天井に開閉式の屋根をつけて、スポーツイベントのみなならず、さまざまなコンサートなどの文化イベントを確実に実施できるようにして収益を上げていこうとされていましたことも承知しております。これに対して、開閉式屋根は無駄であり、計画から外すべきだといった議論がなされ、いるとも聞いております。

今のでザインであれば開閉式屋根の取りつけは比較的容易に思えますし、今後、新しい国立競技場

それ以降の維持管理においても赤字にならないよう前提がつくのであれば、逆に開閉式屋根を設置した方がいいということにもなるわけでございまして、そういうことを含めて、今後の検討については、費用対効果を見きわめて、設置するかどうか判断するというポイントになつてくるのではないかというふうに思います。

このため、現段階で、客観的な根拠となるデータをスポーツ振興センターと協力して集めるようお願いしているところでございまして、そのようなデータが全部上がつてから、改めてこの国立競技場将来構想有識者会議にも提案をしながら、国民に納得していくだく形をとつて最終的に判断する必要があると思います。

○遠藤(敬)委員 それで、この新しい国立競技場のデザインが発表されたとき、私はそれを見て、

有識者会議において最終審議を行い、各賞を選定したところでござりますけれども、最優秀作品となりましたザハ・ハディッド氏の作品につきましては、この選定理由といたしましては、「スポーツの躍動感を思わせるような、流線型の斬新なデザイン」である。極めてシンボリックな形態だが、背後には構造と内部の空間表現の見事な一致があり、都市空間とのつながりにおいても、シンプルで力強いアイデアが示されている。とりわけ大胆な建築構造がそのまま表れたダイナミックなアーティナシヨンで、次審査で、未来を示すデザイン性、技術的なチャレンジ、スポーツイベントの際の臨場感、施設建設の実現性等の観点から詳細にわたって議論を行いまして、最優秀賞、優秀賞、入選の各一点、計三点の候補作品を選出したところでございまして。

の一部に充当することによつて国の税金の投入ができるだけ節約すべきだと考えますが、大臣のお考えをお示しください。

○下村国務大臣 御指摘のように、昨日開催した国立競技場将来構想有識者会議におきましても、八万人規模の本体そのものについては維持しながら、周辺部分を縮小し、より予算の軽減等を図るべきではないかということを議論したというふうに聞いております。

その上で、さらに御指摘の、スポーツ振興くじの財源の一部を新しい国立競技場の改築に充当するということは非常に重要だというふうに認識しております。本年五月に、議員立法によりスポーツ振興投票の実施等に關する法律等が改正され、スポーツ振興くじの売り上げの一部を国立競技場の改築等の財源に充てることができることになり

きであるという結論になつたということを聞いております。これは、一方慎重に考える必要があるというふうに考えております。オリンピック・パラリンピックのための国立競技場における屋根というのには、実際は開会式等で雨が降つたときは必要になつてきますが、競技そのものときには屋根をオーブンにしておくというのが、競技をする前提になつております。

ただ、なぜ屋根をつけるかというのは、現在、国立競技場は屋根がないために、周辺の騒音等の問題があつて、年に一度しかコンサートが開けないといいう前提条件がございます。今度、屋根を設けることによって、コンサート等の文化活動等多目的な利活用が可能となつて、結果的にそのことによつて収益が上がつて、そして、国立競技場が

で、どのような理由で選ばれたのか、お教えいた
だければと思っております。
○久保政府参考人 新しい国立競技場のデザイン
につきましては、事業主体であります独立行政法人日本スポーツ振興センターが、国立競技場将来的構想有識者会議での検討におきまして、昨年、新国立競技場基本構想国際デザイン・コンクールを実施いたしまして、昨年十一月十五日開催の有識者会議での審議を経て、決定されたところでござります。
このコンクールでは、当初、国内十二点、海外十八カ国三十四点、計四十六点の応募がございました。その後、審査委員会において、一次審査では、デザイン性、機能性、実現性といった観点から検討を行いまして、四十六作品の中から十一作品を選出いたしました。この十一作品をさらに二

場を管理運営していくに当たり、きちんと自己回収率を上げて収益性を確保していくことが不可欠です。以上、初期投資は惜しまず、開閉式屋根をかけることが必要と考えておりますが、大臣の見解をお示しください。

巨大な宇宙船が神宮外苑に着陸しているのではあるまいか、そのような印象も受け、そのインパクトの強さを感じておきました。

きであるという結論になつたということを聞いております。

これは、一方慎重に考える必要があるといううふうに考えております。オリンピック・パラリンピックのための国立競技場における屋根というのには、実際は開会式等で雨が降つたときは必要になつてきますが、競技そのもののときには屋根はオーブンにしておくというのが、競技をする前提になつております。

ただ、なぜ屋根をつけるかというのは、現在、国立競技場は屋根がないために、周辺の騒音等の問題があつて、年に一度しかコンサートが開けないという前提条件がござります。今度、屋根を設けることによつて、コンサート等の文化活動等多目的な利活用が可能となつて、結果的にそのことによって収益が上がつて、そして、国立競技場がそれ以降の維持管理においても赤字にならないといふ前提がつくのであれば、逆に開閉式屋根を設置した方がいいということにもなるわけでございまして、そういうことを含めて、今後の検討については、費用対効果を見きわめて、設置するかどうか判断するというポイントになつてくるのではないかというふうに思ひます。

このため、現段階で客観的な根拠となるデータをスポーツ振興センターと協力して集めるよう指示しているところでございまして、そのようなデータが全部上がつてから、改めてこの国立競技場将来構想有識者会議にも提案をしながら、国民に納得していくだく形をとつて最終的に判断する必要があると思います。

○遠藤(敬)委員 それで、この新しい国立競技場のデザインが発表されたとき、私はそれを見て、

で、どのような理由で選ばれたのか、お教えいた
だければと思っております。

○久保政府参考人 新しい国立競技場のデザイン
につきましては、事業主体であります独立行政法人日本スポーツ振興センターが、国立競技場将成に構想有識者会議での検討におきまして、昨年、新国立競技場基本構想国際デザイン・コンクールを実施いたしまして、昨年十一月十五日開催の有識者会議での審議を経て、決定されたところでござります。

このコンクールでは、当初、国内十二点、海外十八カ国三十四点、計四十六点の応募がございました。その後、審査委員会において、一次審査では、デザイン性、機能性、実現性といった観点から一作品を選出いたしました。この十一作品をさらに二次審査で、未来を示すデザイン性、技術的なチャレンジ、スポーツイベントの際の臨場感、施設建設の実現性等の観点から詳細にわたって議論を行いまして、最優秀賞、優秀賞、入選の各一点、計三点の候補作品を選出したところでございまます。

有識者会議において最終審議を行い、各賞を選定したところでございますけれども、最優秀作品となりましたザハ・ハディッド氏の作品につきましての選定理由といたしましては、「スポーツの躍動感を思わせるような、流線型の斬新なデザインである。極めてシンボリックな形態だが、背後には構造と内部の空間表現の見事な一致があり、都市空間とのつながりにおいても、シンプルで力強いアイデアが示されている。とりわけ大胆な建築構造がそのまま表れたダイナミックなアーチナ

空間の高揚感、臨場感、一体感は際立つたものが
あつた。この強靭な論理に裏付けられた圧倒的な
造形性が最大のアピールポイントだつた。』と評価
されたところでございます。

○遠藤(敬)委員 それでは、せつかくなので、同じ女性でもあります西川副大臣にお尋ねします
けれども、世界的な女性建築家であるザハ・ハ
ディッドの仕事ぶりやこの作品についての評価を
少しお聞かせいただければと思います。

○西川副大臣 先生、ありがとうございます。
本当に大変恐縮で、不明にして私は、今回、このザハ・ハディッドさんのデザインが新競技場の
あれに決まるまでは存じ上げなかつたんですね。
その後、デザインの写真集を拝見させていただき
たりスマホで調べたりいろいろいたしまして、す
ばらしい建築家だということは、もうよく存じ上
げております。特に、年代的にも近いということ
で、大変うれしい話だなと思っております。

彼女は、二〇〇四年に建築界のノーベル賞と言
われているプリツカー賞も女性で初めて受賞され
たということで、この賞は日本の丹下健三さんや
槇文彦さんたちも受賞されているそうですが、
も、こういう分野で女性が活躍してくださるとい
うのは本当にうれしいことだと思っております。
日本の建築界でも最近女性の建築家の建造物が
結構出ておりますので、日本女性も、ぜひ第二の受賞者を目指して頑張っていただきたいと思
つております。

(委員長退席、萩生田委員長代理着席)

○遠藤(敬)委員 それでは、最近の報道で、この
デザインをベースとした新しい国立競技場の設計
で、巨大過ぎて神宮外苑の森の景観を損なうので
はないか、スタジアム規模の縮小をすべきではな
いかといった意見が、著名な建築家を中心に出さ
れていると聞いております。
まずは、どのような団体、グループからどのような
意見が出されているのか、教えていただきました
いと思います。

○久保政府参考人 新国立競技場の建築につきま
す。

しては、槇文彦氏を中心とした建築家団体
など四つの団体から要望書をいただいているところ
でございます。

要望の主な内容といたしましては、外苑の環境
と調和する施設環境、形態とすること、成熟時代
にふさわしい計画内容とすること、計画策定の經
緯や結果を公表することなどのほかに、現在の競
技場を改修、リデザインすることなどでございま
す。

○遠藤(敬)委員 新しい国立競技場の建設に向け
ては、国立競技場を含む神宮外苑地区一体の規制
緩和について東京都の都市計画審議会での審議を
経ており、明治神宮を含む関係地権者も合意して
いる以上、法的には適正に進められていると聞いて
ております。そうなると、新しい国立競技場が神
宮外苑の森の景観を損なうかどうかは、一体誰が
判断すべきなのでしょうか。

有名なエッフェル塔は、今では、パリを代表する立派な建築物としてパリの景観の一部になつて
います。しかし、百年以上前にエッフェル塔建設

計画が出たときに、一部の人たちから、パリの景
観を害するといった強い建設反対運動があつたと
も聞いております。

そこで、私が思うところ、このような新しい象
徴的な建物についていつの時代にも景観論争が起
きますが、結局は後世の人たちが判断すべき事柄
なのではないでしょうか。この点についても大臣
の所感をお尋ねいたします。

○下村国務大臣 冒頭、遠藤委員が指摘されたよ
うに、この神宮の伝統の森に、UFOのようない
ふうに言う人もいますが、いきなりできるという
ことが果たして景観に合うのかというような意見
もありますが、今までのような、先ほど局長が述べ
たような手続によってこのデザインが決まった
わけでございまして、それを縮小することは当然
なことです。

○久保政府参考人 新しい国立競技場の建設スケ
ジュールにつきましては、独立行政法人日本ス
ポーツ振興センターにおきまして、工事の着工か
ら竣工まで四十二カ月を見込んでいるところでござ
ります。

これは、ほぼ同規模の日産スタジアムと同様の
工期でございまして、予定どおり、二〇一五年、
再来年十月に着工するといいたしますれば、二〇一
九年三月に竣工できるものと考えておりますが、
ラグビーのワールドカップには十分間に合うもの
と考えているところでございます。

○遠藤(敬)委員 国立競技場とは別に、日本ス
ポーツ振興センターは代々木体育館も管理運営し
ております。この代々木体育館も、国立競技場と
同様に一九六四年東京五輪の会場となりました
が、今回、二〇二〇年五輪・パラリン大会でも会
場となると聞いております。

そこでお尋ねしますが、この代々木体育館も改
修とか改築をして二〇二〇年の大会に臨まれるの
でしょうか。本件も文部科学省にお尋ねいたしま
す。

○久保政府参考人 代々木体育館に関しまして
は、東京大会の立候補ファイルによりますれば、
ハンドボールの会場として使用される予定でござ
います。

この競技場は、日々耐震改修工事を行うことと
建設スケジュールを見ますと、完成時期は、二〇
二〇年東京五輪・パラリン開催の前年である二〇
一九年三月であると計画されています。

これは、二〇一九年秋、我が国で初めてラグ
ビーワールドカップが開催される予定でして、そ
のメインスタジアムとしても活用される予定であ
ると聞いておりますけれども、今の国立競技場の
建物自体は来年夏ごろから解体され、実際に新し
い国立競技場の建設が開始されるのが二〇一五年
からとなると、十分な建設期間がとれず、期限ど
おりに完成しないのではないかと不安になつてお
りますけれども、この点について文部科学省から
御説明を求めます。

○久保政府参考人 新しい国立競技場の建設スケ
ジュールにつきましては、独立行政法人日本ス
ポーツ振興センターにおきまして、工事の着工か
ら竣工まで四十二カ月を見込んでいるところでござ
ります。

このため、国際ラグビー評議会の指導を密接に
受けながら、大会組織委員会には、暫定最高執行

責任者として、第五回のオーストラリア大会を成功に導かれたマット・キヤロル氏を招聘したところでございますし、文部科学省といたしましても、組織委員会の評議員会、理事会及び会場選定方針会議等に必ず出席いたしますとともに、月一回の事務的な打ち合わせも継続して行っていくなど、組織委員会の活動を支えているところでござります。

加えまして、組織委員会には財界からも御参加いただきますなど、スポーツ界のみならず、国、経済界が一体となって支える体制をつくつていてるところだと思います。

本年十月には、試合開催会場を決めるための都市ガイドラインも公表したところでございますが、二〇一五年三月の開催都市決定に向けた準備を進めてるところだと思いますし、キャンプ地の決定や大会のプロモーション活動など、計画に沿つてさまざまなお準備作業も行われていると聞いているところでございます。

ラグビーフットボール協会におきましては、日本独自のラグビースタイルを構築するという方針を掲げております。具体的には、世界一のフィットネスによる、パスを多用するスピーディーなラグビースタイルを目指していると聞いております。世界トップレベルの指導者の招聘、世界の強豪チームとの強化試合、海外遠征、世界で一番の練習量の確保に取り組まれているところでござります。

〔萩生田委員長代理退席、委員長着席〕

○遠藤(敬)委員 私は、別にラグビー協会に言え言えと言われてやつておるわけじゃございません。ラグビーのワールドカップが事前に行われるということで、積極的に国民全てで応援をしていきたいなどというそういう思いで御質問をさせていただきました。

ただきました。
続ぎまして、留学促進キャンペーんについてお
伺いをしたいと思います。

ペーン「トビタテ！留学 JAPAN」の話に移ります。
去る十一月四日、羽田空港で、下村大臣が主導され、大臣御自身も参加された留学推進イベントをニュースで拝見をいたしました。そこには、去る九月にブエノスアイレス I.O.C 総会でプレゼンをされた滝川クリステルさん、太田輝貴さん、佐藤真海さんも再集結し、大いに盛り上がったのですが、彼らのような国際的に活躍できる人材を育成するためには、高校生や大学生といった若い時代に海外留学の経験をすることはとても重要なことだと思いますし、その必要性を彼ら自身に語ってもらつたこのイベントは、とてもすばらしい企画だつたと思います。
そこで、まず大臣にお尋ねします。この「トビタテ！留学 JAPAN」の目指すところは何か、大臣のお考えを教えてください。よろしくお願いいたします。

○下村国務大臣 遠藤委員もバッジをつけていただけで、ありがとうございます。文部科学委員の皆様方には、議員会館にバッジをお持ちしておりますので、ぜひつけていただければ大変ありがとうございます。

現在、少子化が進行し、社会や経済が急速にグローバル化している我が国において、一人一人の能力を高め、世界で活躍できる人材を育成することが喫緊の課題であるというふうに思います。本年六月にまとめられた日本再興戦略等において、日本人の海外留学を二〇二〇年までに倍増することを目標に、政府としても取り組みを強化する」とが盛り込まれました。

我が国だけが海外に行く留学生が減っているという現状がござります。文科省としては、ぜひ、より多くの若者が海外留学への関心を高めたため、御指摘のように、去る十月二十九日から留学促進キャンペーン「トビタテ！留学 JAPAN」を開始し、十一月四日は羽田でも行つたところでございますし、十二月においては、早稲田大学において、四十二大学共同でこの留学キャンペーンも

ペーン「トビタテ！留学 JAPAN」の話に移ります。

去る十一月四日、羽田空港で、下村大臣が主導され、大臣御自身も参加された留学推進イベントをニュースで拝見をいたしました。そこには去る九月にブエノスアイレス IOC 総会でプレゼンをされた滝川クリステルさん、太田貴賀さん、佐藤真海さんも再集結し、大いに盛り上がりがったようですが、彼らのような国際的に活躍できる人材を育成するためには、高校生や大学生といった若い時代に海外留学の経験をすることはとても重要なことだと思いますし、その必要性を彼ら自身に語ってもらつたこのイベントは、とてもすばらしい企画だつたと思います。

そこで、まず大臣にお尋ねします。この「トビタテ！留学 JAPAN」の目指すところは何か、大臣のお考えを教えてください。よろしくお願ひいたします。

下村国務大臣 遠藤委員もバッジをつけていただけで、ありがとうございます。文部科学委員の皆様方には、議員会館にバッジをお持ちしておりますので、ぜひつけていただければ大変ありがたいと思います。

現在、少子化が進行し、社会や経済が急速にグローバル化している我が国において、一人一人の

していきたいというふうに思つております。これは官民ファンデ、民間からも資金協力をしていただいて、海外留学への機運を高め、高校生、大学生が積極的に海外にチャレンジする、かわいい子には旅をさせろというのがあります。また、自分の人生の目標や、学習意欲もさらに高めるというそういうきっかけになるのではないかと思います。

私は二人の子供がいますが、一人とも中学生や高校生のときに留学をさせたということが、親の教育がなくとも、直接しなくとも、もつとはるかに子供たちがたくましくなったという実体験がありますので、そういうことを、奨学金を給付型にすることによつて、ぜひ、日本の子供たちが海外に飛び立つようなそういうバックアップをしていただきたいと思つておりますので、文部科学委員会の委員の方々の御協力もぜひお願ひ申し上げたいと思います。

○遠藤(敬)委員 このバッジを私頂戴いたしまして物すごく興味深く見ておりまして、これは思いやりと書いているのか友達と書いているのか、目が悪かつたのでよくわからなかつたんですけども、「トビタテ! 留学 JAPAN」と書いてありますけれども、上についているのは、これは飛行機すけれども、上についているのは、これは飛行機でしょうか何でしようか。どんな鳥なんでしょうか。

○下村国務大臣 これは国鳥であるキジであります。キジのように、これは国鳥ですから、日本から飛び立つとか、あるいはたくましく飛び立つとか、そういうイメージでございます。

○遠藤(敬)委員 恐縮なんですけれども、キジは飛べないんです。キジは飛べないので僕は気になつて、文科省の皆さんに聞いたときにはキジだと聞きまして、キジは飛べないんですけれどもねとこのキジを何とか鶴か何かにかえていただければいいかなと思いました。

このバッジを見て留学のキャンペーンを質問さ

おなじく、この問題についても、お話をうかがいました。そこで、まず、中野洋昌君の意見を述べてもらいます。

○小瀬委員長 次に、中野洋昌君。

○中野委員 公明党的中野洋昌でございます。

前回に引き続きまして、私は、学生の就職活動、これを中心に質問をさせていただきますので、どうかよろしくお願ひいたします。

私は、公明党の方では学生局長という立場で活動をさせていただいておりますけれども、最近、ここで一ヵ月ぐらいの間に、まさに現役の学生の皆様とさまざま懇談をさせていただきました機会を何度か設けさせていただきました。これは、大学一年生から大学院生まで、かなり幅広い立場の学生の皆さんと意見交換をさせていただきましたけれども、皆様、関心が非常に高かつたテーマとしては、学ぶ上で経済的な負担が大きいんだ、こういうお話を、やはりいろいろな方から幅広い御意見をちょうどいたいたところであります。

前回の質問でも取り上げさせていただきましたが、下村大臣の方からも大変前向きに御答弁をいただいたテーマでござります。奨学金を有利子から無利子の方にどんどん持っていく、また、将来的にはやはり給付型の奨学金というか、こういうもののもつかり導入をしていくようなことも含めて、やはりこの部分がないといけないな、こういうことを痛感させていただきました次第でございます。

こうした経済的な負担というものは、就職活動についても当てはまるのではないか、私、このように思いました。

先日、NHKでこういうデータが出ていたのを私見たことがあるんですけれども、民間の調査会社が調べたところによりますと、関東の学生、この関東の周辺の学生が就職活動に使っている費用というのは、約十二万円程度使っている。しかし、これに対して例えば西日本の学生、これはも

ちろん首都圏に来て活動するときもあるわけありますけれども、中国、四国あるいは九州、沖縄、こういう学生がどのくらい就職活動にお金を使うのか、この額が約二十二万円である、大変に大きな開きがある、このように報道されていたのを見たことがあります。

私が話を聞いたのは首都圏の学生でございまして、たけれども、しかし、その首都圏の学生の方の中でも、地元で就職をしたいと考えている、こういう方もいらっしゃいまして、Uターンをして就職をする、そうすると当然帰らないといけないということで、これも交通費が大変な負担である、こういうお話を伺つたところでございます。

こうした、例えば地方の学生が都心に行く場合、あるいはいろいろなケースがあるとは思うんですけれども、就職活動での経済的な負担、これを緩和するために国としても何らかの措置をしていくべきではないか、私はこういうふうに考えんですけれども、文部科学省の見解を伺いたいと存じます。

○布村政府参考人

お答えいたしました。

先生御指摘のとおり、学生が就職活動を行う際に、例えば地方から首都圏の企業説明会に出席するための交通費や宿泊費などが必要となるなど、経済的な負担が大きくなっているという実情にござります。

これらの就職活動を行う学生の経済的負担の軽減のため、文部科学省としては、一つには、日本学生支援機構の有利子の奨学金の貸与額の増額が可能であるということ、あるいは、JR各社が行つております鉄道やバスの乗車券の学生割引が利用できること、そして、国立オリンピック記念青少年総合センターによる低廉な宿泊施設の提供がなされていることなどにつきまして、各大学に周知をし、学生への周知をお願いしているところです。

また、各大学におきましては、独自に、大都市に向かうためのバスの借り上げですか、交通費、宿泊費に係る一定額の金銭補助などの支援を

行つてある大学もあるというふうに承知しております。

今後とも、地方の学生が就職活動を行う際に、地理的条件による不利益が生じないよう、必要な取り組みを行つてまいりたいと考えております。

○中野委員 ありがとうございます。

もちろん、全体的な経済状況にも大きく左右されるわけではありますまいと、景気全体を上げていく、これが一番大事なことであるとは思いますけれども、こうした声も依然としてあるわけでございまして、引き続きの御対応、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、就職活動時期、これを今までより

も後ろ倒しにする、この点について質問をさせていただきます。

これは、グローバル人材を育成をするという観

点から、例えは留学をしても就職に不利にならないようになります。あるいは、学生に三年生のときまでしつかりと学業に集中をしてもらう、さまざま

な目的がござりますけれども、現在、安倍政権と

して、この就職活動を今までの時期より後ろに倒す、こういう政策を進めているわけでございま

す。

具体的に申し上げますと、今年度二年生の就

職活動、今年の二年生の方が就職活動をするこの時

期について、広報活動は三年生の三月から開始を

する、採用選考活動は四年生の八月以降に開始を

する、こういう形で後ろ倒しをする、こういうこ

とを経済界を含め要望しているところでございま

す。

これらが、この就職活動時期の変更に関しまして、もちろんさざまなメリットがありますけれども、他

方で、デメリットもある、こういう声ももちろんあります。

○中野委員 ありがとうございます。

これらを通じて、学生にも周知が図られるよう

各大学をさらに促しをしてまいりたいと思つておりますし、引き続き、関係府省と連携をし、経済

団体、業界団体や政府広報、大学ハローワークな

どを通じまして、総理が要請された趣旨につきま

して周知徹底を図るということとともに、大学に

おきましてのさらなる取り組みを促してまいりました

いと、このふうに考えております。

○中野委員 ありがとうございます。

これまで、公務員試験がいつになるのか、ある

いは、自分の学業とのスケジュールと就職活動の

三ヵ月程度の時間でござります。就職活動に当

たつてはさまざまな時間が気になるわけでありま

す。

さて、例えは公務員試験がいつになるのか、ある

いは、自分の学業とのスケジュールと就職活動の

三ヵ月程度の時間でござります。就職活動に当

たつてはさまざまな時間が気になるわけでありま

す。

厚生労働大臣、経済産業大臣、そして内閣府担当大臣の連名によりまして文書で要請を行つたとこ

ろでござります。

また、各大学におきましても、今般の就職活動

時期変更の趣旨、目的につきまして、これまで

文部科学省などから通知などにより周知、理解促進を図つているというところでござりますけれども、加えて、就職・キャリア支援担当者のさらなる理解を深めるべく、十二月十九日には、文部科学省において説明会を開催する予定でござります。

○中野委員 ありがとうございます。

卒一括採用というものが中心でございまして、今年度二年生が新卒として現役のときに活動するというは、一回でござります。政策が変更したことに、今後とも、地方の学生が就職活動を行う際に、地理的条件による不利益が生じないよう、必要な

とによって、今年度二年生が非常に混乱をしてしまつてこの就職活動というものがうまくいかなかつた、こういうことが起きてはやはりいけない、私はこのように思うわけであります。就職に向けたスケジュールというものをなるべく早く確定をさせる必要があるというふうに考えております。

現在、政府としてこの点についてどのように実施に向けた準備を進めておられるのか、状況の方を伺いたいというふうに思います。

○布村政府参考人 お答えいたします。

学生の就職活動時期につきましては、学生が学業に専念をし、また、留学等の多様な経験が得られる機会を確保するため、本年四月十九日に安倍内閣総理大臣から経済三団体に対しまして、平成二十七年度卒業・修了予定者、現在の大学二年生から、広報活動時期が卒業・修了年度に入る直前の三月一日以降に開始をし、採用選考活動については卒業・修了年度の八月一日以降に開始することを御要請いただき、日本再興戦略において、政

府方針として閣議決定をいたいたところでござ

ります。

○中野委員 ありがとうございます。

これらを通じて、学生にも周知が図られるよう

各大学をさらに促しをしてまいりたいと思つておりますし、引き続き、関係府省と連携をし、経済

団体、業界団体や政府広報、大学ハローワークな

どを通じまして、総理が要請された趣旨につきま

して周知徹底を図るということとともに、大学に

おきましてのさらなる取り組みを促してまいりました

いと、このふうに考えております。

○中野委員 ありがとうございます。

これらを通じて、学生にも周知が図られるよう

各大学をさらに促しをしてまいりたいと思つておりますし、引き続き、関係府省と連携をし、経済

団体、業界団体や政府広報、大学ハローワークな

どを通じまして、総理が要請された趣旨につきま

して周知徹底を図るということとともに、大学に

おきましてのさらなる取り組みを促してまいりました

いと、このふうに考えております。

○中野委員 ありがとうございます。

これらを通じて、学生にも周知が図られるよう

各大学をさらに促しをしてまいりたいと思つておりますし、引き続き、関係府省と連携をし、経済

団体、業界団体や政府広報、大学ハローワークな

どを通じまして、総理が要請された趣旨につきま

して周知徹底を図るということとともに、大学に

おきましてのさらなる取り組みを促してまいりました

いと、このふうに考えております。

○中野委員 ありがとうございます。

これらを通じて、学生にも周知が図られるよう

各大学をさらに促しをしてまいりたいと思つておりますし、引き続き、関係府省と連携をし、経済

団体、業界団体や政府広報、大学ハローワークな

どを通じまして、総理が要請された趣旨につきま

して周知徹底を図るということとともに、大学に

おきましてのさらなる取り組みを促してまいりました

いと、このふうに考えております。

○中野委員 ありがとうございます。

これらを通じて、学生にも周知が図られるよう

各大学をさらに促しをしてまいりたいと思つておりますし、引き続き、関係府省と連携をし、経済

団体、業界団体や政府広報、大学ハローワークな

どを通じまして、総理が要請された趣旨につきま

して周知徹底を図るということとともに、大学に

おきましてのさらなる取り組みを促してまいりました

いと、このふうに考えております。

○中野委員 ありがとうございます。

これらを通じて、学生にも周知が図られるよう

各大学をさらに促しをしてまいりたいと思つておりますし、引き続き、関係府省と連携をし、経済

団体、業界団体や政府広報、大学ハローワークな

どを通じまして、総理が要請された趣旨につきま

して周知徹底を図るということとともに、大学に

おきましてのさらなる取り組みを促してまいりました

いと、このふうに考えております。

○中野委員 ありがとうございます。

これらを通じて、学生にも周知が図られるよう

各大学をさらに促しをしてまいりたいと思つておりますし、引き続き、関係府省と連携をし、経済

団体、業界団体や政府広報、大学ハローワークな

どを通じまして、総理が要請された趣旨につきま

して周知徹底を図るということとともに、大学に

おきましてのさらなる取り組みを促してまいりました

いと、このふうに考えております。

○中野委員 ありがとうございます。

これらを通じて、学生にも周知が図られるよう

各大学をさらに促しをしてまいりたいと思つておりますし、引き続き、関係府省と連携をし、経済

団体、業界団体や政府広報、大学ハローワークな

どを通じまして、総理が要請された趣旨につきま

して周知徹底を図るということとともに、大学に

おきましてのさらなる取り組みを促してまいりました

いと、このふうに考えております。

○中野委員 ありがとうございます。

これらを通じて、学生にも周知が図られるよう

各大学をさらに促しをしてまいりたいと思つておりますし、引き続き、関係府省と連携をし、経済

団体、業界団体や政府広報、大学ハローワークな

どを通じまして、総理が要請された趣旨につきま

して周知徹底を図るということとともに、大学に

おきましてのさらなる取り組みを促してまいりました

いと、このふうに考えております。

○中野委員 ありがとうございます。

これらを通じて、学生にも周知が図られるよう

各大学をさらに促しをしてまいりたいと思つておりますし、引き続き、関係府省と連携をし、経済

団体、業界団体や政府広報、大学ハローワークな

どを通じまして、総理が要請された趣旨につきま

して周知徹底を図るということとともに、大学に

おきましてのさらなる取り組みを促してまいりました

いと、このふうに考えております。

○中野委員 ありがとうございます。

これらを通じて、学生にも周知が図られるよう

各大学をさらに促しをしてまいりたいと思つておりますし、引き続き、関係府省と連携をし、経済

団体、業界団体や政府広報、大学ハローワークな

どを通じまして、総理が要請された趣旨につきま

して周知徹底を図るということとともに、大学に

おきましてのさらなる取り組みを促してまいりました

いと、このふうに考えております。

○中野委員 ありがとうございます。

これらを通じて、学生にも周知が図られるよう

各大学をさらに促しをしてまいりたいと思つておりますし、引き続き、関係府省と連携をし、経済

団体、業界団体や政府広報、大学ハローワークな

どを通じまして、総理が要請された趣旨につきま

して周知徹底を図るということとともに、大学に

おきましてのさらなる取り組みを促してまいりました

いと、このふうに考えております。

○中野委員 ありがとうございます。

これらを通じて、学生にも周知が図られるよう

各大学をさらに促しをしてまいりたいと思つておりますし、引き続き、関係府省と連携をし、経済

団体、業界団体や政府広報、大学ハローワークな

どを通じまして、総理が要請された趣旨につきま

して周知徹底を図るということとともに、大学に

おきましてのさらなる取り組みを促してまいりました

いと、このふうに考えております。

○中野委員 ありがとうございます。

これらを通じて、学生にも周知が図られるよう

各大学をさらに促しをしてまいりたいと思つておりますし、引き続き、関係府省と連携をし、経済

団体、業界団体や政府広報、大学ハローワークな

どを通じまして、総理が要請された趣旨につきま

して周知徹底を図るということとともに、大学に

おきましてのさらなる取り組みを促してまいりました

いと、このふうに考えております。

○中野委員 ありがとうございます。

これらを通じて、学生にも周知が図られるよう

各大学をさらに促しをしてまいりたいと思つておりますし、引き続き、関係府省と連携をし、経済

団体、業界団体や政府広報、大学ハローワークな

どを通じまして、総理が要請された趣旨につきま

して周知徹底を図るということとともに、大学に

おきましてのさらなる取り組みを促してまいりました

いと、このふうに考えております。

○中野委員 ありがとうございます。

これらを通じて、学生にも周知が図られるよう

各大学をさらに促しをしてまいりたいと思つておりますし、引き続き、関係府省と連携をし、経済

団体、業界団体や政府広報、大学ハローワークな

どを通じまして、総理が要請された趣旨につきま

して周知徹底を図るということとともに、大学に

おきましてのさらなる取り組みを促してまいりました

いと、このふうに考えております。

○中野委員 ありがとうございます。

これらを通じて、学生にも周知が図られるよう

各大学をさらに促しをしてまいりたいと思つておりますし、引き続き、関係府省と連携をし、経済

団体、業界団体や政府広報、大学ハローワークな

どを通じまして、総理が要請された趣旨につきま

して周知徹底を図るということとともに、大学に

おきましてのさらなる取り組みを促してまいりました

いと、このふうに考えております。

○中野委員 ありがとうございます。

これらを通じて、学生にも周知が図られるよう

各大学をさらに促しをしてまいりたいと思つておりますし、引き続き、関係府省と連携をし、経済

団体、業界団体や政府広報、大学ハローワークな

どを通じまして、総理が要請された趣旨につきま

して周知徹底を図るということとともに、大学に

おきましてのさらなる取り組みを促してまいりました

いと、このふうに考えております。

○中野委員 ありがとうございます。

これらを通じて、学生にも周知が図られるよう

各大学をさらに促しをしてまいりたいと思つておりますし、引き続き、関係府省と連携をし、経済

団体、業界団体や政府広報、大学ハローワークな

どを通じまして、総理が要請された趣旨につきま

して周知徹底を図るということとともに、大学に

おきましてのさらなる取り組みを促してまいりました

いと、このふうに考えております。

○中野委員 ありがとうございます。

これらを通じて、学生にも周知が図られるよう

各大学をさらに促しをしてまいりたいと思つておりますし、引き続き、関係府省と連携をし、経済

団体、業界団体や政府

この採用活動に支障が出るという御意見もありましたし、あるいは、就職ができないまま卒業してしまう学生がふえてしまうんじやないか、こういう御懸念の声ももちろんござります。私は、就職活動時期を変えるためには、こうした懸念の声にもしっかりと対応していく必要がある、このように考えておりまして、具体的に申し上げますと、やはり、キャリア教育となるべく早い段階から開始することが一つの大きな解決策なのでないかなというふうに思います。

つあります。
また、インターーンシップの一層の推進を図るため、インターーンシップに関する学生への情報提供や企業と学生のマッチングを行うための体制を整備することが重要であるというふうに考えており、さらには、魄より始めよといふことで、文部科学省で、従来は二週間程度のインターーンシップを実施してきておりましたが、ことしから中身をさらに充実をして、効果的なインターーンシップを推進

まして、例えば、昨年十二月に、東京の調布市で給食のアレルギー反応で児童が死亡するという大変痛ましい事故がございましたけれども、こうした食物アレルギー事故を決して起こさない、こういう思いで国としても対応を強めていく必要があるというふうに考えております。

私の地元の兵庫県の尼崎市では、大変残念なことに、市の財政の状況等々がございまして、まだ中学校給食というのは実現はできておりませんけれども、現場では、コストの面がどうか、アレル

給食の意義などについて周知、促進を図つてきたところでございますけれども、施設整備の国庫補助金につきましては、従来から行つてまいりましたけれども、来年度以降、アレルギー対策も含めた助成、補助面積の拡充についても検討を行つているところでございます。

今後とも、こうした食物アレルギー対策の充実あるいは中学校給食のさらなる促進のために、ソーフト、ハードの両面におきまして支援を図つていきたいと考えているところでございます。

学生時代の早い段階からさまざまな進路についていろいろな情報を得る、将来のキャリアを意識も変わってくる、高まつてくるのではないか、こういうふうに考えております。

しようとして、新たに、学期期間中に三ヶ月程度の受け入れを行う長期インターナシップを実施いたしました。

この事例を検証して、学生にとつても就職活動等大変にマッチングで効果があるということであ

ギーの対応の面でどうか、いろいろ悩みながら議論をしている、こういうふうにも伺つておりますし、中学校給食に対応できていないほかの自治体も、こうした悩みに直面しながら、財政的な面も含めて苦労しながらやつてている、こういう形であ

○中野委員 ありがとうございます。
ソフト、ハード含めて充実をさせていただきたいと
いう前向きな御答弁でございまして、しっかりと
私としても応援をしていきたいと思いますので、
よろしくお願いいたします。

就職活動時期が変わつても、キャリア教育に力を入れることによつてしっかり対応ができるので、この点はなかとかうふうに考えますけれども、この点について下村大臣の御見解を伺いたいというふうに思います。

れば、これを全ての省庁に広げていくようにも文部科学省が先頭に立つてやつていくことによつて、企業にもこれはぜひ伝えていきたいというふうに思つております。

るるというふうに思います。国といたしましても、こうしたアレルギー問題への対応も含めて、今後、中学校給食をさらに推進をしていくためにやはり支援を拡充をしていくいただきたい、このように思いますけれども、

最後でございますけれども、スペシャルオリンピックスについて伺えればというふうに思います。

○下村国務大臣 キヤリア教育やインターネットシングルについて、御党そして中野委員が熱心に進められ、また、私どもの方に対しても今まで積極的な提言をいたいでいることを、本当に感謝申しあげたいと思います。

て、各大学等におけるキャリアガイダンスやカリキュラム等を通して、早い段階から学生に多様な進路の選択肢を示すとともに、学生によって適切なタイミングでキャリア教育が実施されるよう、取り組んでまいりたいと思います。

文部科学省の方から御意見を伺いたいと思いま
す。

上げさせていただきたいんですけども、もう一度、少し違った話題として取り上げさせていただきたいと思います。

御指摘のとおり、就職活動に費やす時間を短縮化するためには、早い時期からのキャリア教育の充実が重要であるというふうに思います。

○中野委員 大臣、ありがとうございます。
制度というか時期の大きな変更でございまして、やはり、これに伴つて現役の学生さんが本当に混乱することのないようさまざまの手を打つていていただきたい、こういう御要望をさせて

くりまして、それを講習会等を通じて周知徹底を図つてまいりたところでござりますけれども、昨年十二月の調布市の事故を受けまして、今年度に新たに有識者会議を設けまして、さらなる方策等について具体的な検討を行つております。今年

クスでござります。オリンピックのような国際的な開催に加えて、日常的にも成果を発表する場といたことで、地元でいろいろな競技会を開催しておりますが、これが、スペシャルオリンピックスという複数形の形になつてゐるゆえんでございま

等関係団体に対し、インターンシップを初めとした初年次からのキャリア教育、職業教育の充実について、要請をいたしました。

文科省も、平成二十一年、大学設置基準等の改正を行いまして、このときから、学生の社会的、

いいただきます。
少し話題がかわりますけれども、中学校給食についてお伺いをしたいというふうに思います。今までも我が党は中学校給食の推進に力を大変注いでおりまして、公立中学校では、現在九〇・

度中に最終報告を取りまとめる予定でございま
す。

また、来年度概算要求におきましては、このガ
イドラインをさらにわかりやすく示した資料を作
成、配付するなど、教職員の理解促進を図る事業

す。日本では、二〇〇五年に長野で冬季大会がま
さに開催をされたことでもございました。
スポーツ庁が設置をされるということで、こう
した障害者スポーツの振興に力を入れていつてい
ただきたいという御要望を前回させていただい

職業的自立に関する指導等の充実を図るための制度改正を行つてきたところであり、初年次に進路指導に関する教育を行つてゐる大学数が既に七割に達するなど、各大学において取り組みが進み

八%の学校が給食を既に実施をしているという状況でござります。

最近要望の多い声といったしましては、アレンギー問題についての対応、こういうことでもござい

を要求しております。アレルギー対策のさらなる充実を図っていきたいと考えております。

中学校における学校給食の実施に向けた取り組みといったまでは、これまで、各自治体に学校

て、大臣からも大麥前向きな御答弁をいただいたところですが、さいますけれども、先日ニュースで、二〇一九年のスペシャルオリンピックスの夏の世界大会について、スペシャルオリンピックスの日

一八

<p>本本部が東京を開催都市として申請した、こういふ報道を見ました。</p> <p>私は、二〇二〇年、東京でオリンピック・パラリンピックが開催をされる、このタイミングと合わせて、二〇一九年、もう既にラグビーワールドカップは招致が決まつておりますけれども、これとあわせてもしスペシャルオリンピックス、これらも東京で開催されることが決まつたならば、障害者スポーツの認知度を上げていく、こういう上でインパクトが相当大きいものがあるのではないかということで大変に期待をしておるわけでござります。</p> <p>この実現に向けてはまださまざまな調整が必要である、こういうふうには承知はしておりますけれども、国としてもしっかりとこの誘致について応援をしていただきたい、このように思っています。</p>
<p>○中野委員 以上で終わります。ありがとうございます。</p> <p>○小瀬委員長 次に、池田佳隆君。</p> <p>○池田(佳)委員 愛知三区の池田佳隆でございます。</p>
<p>客観的な事実に基づく質問を幾つか下村大臣そして西川副大臣にさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひをいたします。</p> <p>唐突で恐縮でございますが、大臣が退席されなければいけない時間も近づいておりますので、客観的な歴史認識、史実についてお尋ねをしたいと</p>
<p>思います。</p> <p>日本は無条件降伏をしたのでしょうか、していませんのでしようか。下村大臣に明確にお答えをしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>事実上の無条件降伏だったと思います。</p> <p>○池田(佳)委員 今大臣から、事実上の無条件降伏をしたというお話をされました。それは多分、八月十五日以降の事実上の無条件降伏のような形</p> <p>○下村国務大臣 済みません、間もなく参議院の本会議がありますので、途中で失礼することをお許し願いたいと思います。</p> <p>○池田(佳)委員 今大臣から、事実上の無条件降伏をしたというお話をされました。それは多分、八月十五日以降の事実上の無条件降伏のような形</p> <p>のことを言われていると思うでございますけれども、私が聞いているのは、八月十四日の御前会議で日本国政府がボツダム宣言を受諾するという言葉ということで、この先御質問を続けさせていただきます。</p> <p>下村大臣、どうぞ御退席ください。ありがとうございました。</p>
<p>私は、長年、戦後レジームの根源とも言える戦後教育に関する諸課題について取り組んでまいりました。日本に生まれた子供たちや、我々日本人から自信や誇りを奪つてきた自虐史觀の払拭、義務教育、公教育で展開されている自虐史的歴史觀を不必要に植え付ける教育の改革の必要性。そして、私たち日本人の祖先が肅々と築き上げてきた伝統や文化、社会規範を再認識する教育を取り戻さねばならない、精神の貧困から抜け出すための道徳教育の再興が必要であると、声を大にして訴えてまいりました。義務教育課程に三人の子を持つ親として、NPOやPTA、そういう活動の中でも運動するも、なかなか教育行政は動くことはありませんでした。本日、日本の教育行政のトップ、大臣並びに副大臣に御質問させていただきました。</p> <p>○池田(佳)委員 お答えするということは困難であるというふうに思いました。</p> <p>○下村国務大臣 無条件降伏のそもそも定義でありますけれども、一般的に、降伏とは戦闘行為の東京都の負担も相当かかるということで、今後、この競技施設や運営体制とか、財源等でまず前提条件になるのではないかというふうに思っています。</p> <p>これが、具体化が進んで御相談があれば、その内容に応じてバックアップをしてまいりたいと思</p>

件を示した降伏であつた、それを受け入れた降伏であったんだと。記述がばらばらなんです。つまり、検定を通った教科書を読んだ子供たちが、そして、採択された教科書を読んだ子供たちが理解をするに別々の理解がされてしまうようない、そんな教科書が現行使われております。その中にあつて、日本が無条件降伏をしたか否かといふのは非常に重要な話でありますので、お尋ねをしているんです。

再度お尋ねをします。

くどいようでござりますけれども、このボツダム宣言に書かれている五条、この条件が記されたボツダム宣言を受諾したことが無条件降伏なのでしょうか、否でしょうか。

○西川副大臣 この問題は大変大きな問題だと思います。正直申し上げて、文部科学省だけでは発言していることはちょっと思えませんので、政府見解その他が決まった時点でお答えさせていただきました。

○池田(佳)委員 この記述は、現行教科書で、子供たちが学んでいる教科書の記述でありますので、誰が読んでもわかりやすく示すのは当たり前なんです。この学校で採択されている教科書で読んだ人は、日本が無条件で政府がバンザイをしたと習う。そうではなくて、例えばほかの教科書で習った人は、条件つき降伏だったんだ、その条件を勉強しようと思う児童や生徒が生まれる。そういう差が出るんですよ。教科書というのは非常に重要なんですね。

そういう意味で、検定を見直そう、そして採択すべき機関を見直そうとしているときに、何をもつとして検定するのか、採択をするのか、その基準が政府の中で曖昧なままでは困るんです。そういうことでありますから、ここのこところはしっかりと今確認をしたいということで御質問をさせていただいたのであります、なかなか明快な答弁が得られませんでした。

統いて、戦後レジームの根幹に、東京裁判といふものがありました。この戦後レジームの底流に

流れている東京裁判史観、これが強烈な影響をもたらしていることは言うまでもないことであることは、皆さん御案内のとおりだと思います。

極東国際軍事裁判、通称東京裁判は、四月の二十九日、いわゆる昭和天皇のお誕生された日に戦争犯罪容疑者が起訴されました。それから二年半、昭和二十三年の十一月十二日に結審をし、その年の十二月二十三日、現在の今上天皇のお誕生日に、二十八人、A級戦犯として起訴されたうちの七名が巢鴨ブリズンで死刑執行をされたわけであります。

現行の教科書では、この裁判が罪刑法定主義をとる国際法に違反した事後法裁判であつたといううでのない教科書、バランスを欠いた教科書とそれを客観的な事実について、記載している教科書とそぞうとしているわけでございますが、A級戦犯、今まで最も悪い人というようなイメージで現代日本人に定着している昨今において、また、いわゆるA級戦犯とされた方々が靖国神社に祭られていることとでさまざまなる意見が散見される昨今において、この東京裁判のいびつな性というものを正しく子供たちに伝えること、教えることが大変重要なと私は考えておりますが、西川副大臣の御見識、御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○西川副大臣 東京裁判に関しては、それぞれ、はやはり、安倍総理もおっしゃいましたが、まさにそれぞれの意見がございます。その中で、インドのパール判事が、いわば戦勝国が敗戦国を裁くというのは国際法違反だ、そういう見解もあります。そういう中で、東京裁判というものに関しては教科書がさまざま書き方をしている。それがいつの間にか見直そうとしているときに、何を標準を意識して編集する、そういうことが、検定申請時に書類を提出させるということで改善をしてまいりたいと考えております。

○西川副大臣 東京裁判判決においては、各教科書編集者より、今回の改正された教育基本法の目標を意識して編集する、そういうことが、検定申請時に書類を提出させるということで改善をしてまいりました。

○西川副大臣 先日、文科省といたしましては、教科書改革実行プランというものを発表させていただきました。これは、いわゆる教科書の編集、検定、そして採択の各段階において必要な制度の改善を行おうとするものでございまして、先ほど委員もおっしゃったように、バランスのよい教科書にしていくということで、今回の改革プランが発表されました。

まず、教科書の編集段階におきまして、各教科書編集者より、今回の改正された教育基本法の目標を意識して編集する、そういうことが、検定申請時に書類を提出させるということで改善をしてまいりたいと考えております。

○西川副大臣 裁くというのは国際法違反だ、そういう見解もあります。そういう中で、東京裁判というものは、まさにそれぞれの意見がございます。その中で、印度のパール判事が、いわば戦勝国が敗戦国を裁くといふことは国際法違反だ、そういう見解もあります。そういう意味で、今回の教科書改革プランにおいては、政府見解にのつとつたもの、あるいは学説がある場合に、片方の学説だけを意図して記述するようなことがないようバランスのとれた記述すること、そして、政府の統一見解や確定した判例がある場合には、それらに基づいた記述を取り上げられる、このことが大事だということございます。

そして、第三番目として、教科書の採択段階にござりますので、これから、教科書の検定につい

ては、まだまだ皆様の御意見を頂戴しながら、一つの、まさに中立的な、公正な記述にしていくよ

うにしていきたいと思つております。

○池田(佳)委員 今、西川副大臣から御答弁ありましたが、教科書改革実行プラン、私、非常に高く評価をさせていただいておりまして、この

改革実行プランが実行されれば、いわゆる曖昧な記述、うその記述、バランスを欠いた教科書といふものが子供たちの手元には届かなくなるんだろう

う、そのように確信をいたしているところでござりますが、再度、西川副大臣にお尋ねをしたいと

思います。

○西川副大臣 先日、文科省といたしましては、教科書改革実行プランといふのを発表させていただきました。これは、いわゆる教科書の編集、検定、そして採択の各段階において必要な制度の改善を行おうとするものでございまして、先ほど委員もおっしゃったように、バランスのよい教科書にしていくということで、今回の改革プランが発表されました。

まず、教科書の編集段階におきまして、各教科書編集者より、今回の改正された教育基本法の目標を意識して編集する、そういうことが、検定申請時に書類を提出させるということで改善をしてまいりたいと考えております。

○池田(佳)委員 西川副大臣、ありがとうございます。

教科書改革実行プラン、下村大臣、そして西川副大臣のリーダーシップでしっかりとこれは前進をさせていただきて、早急に、教科書の中身、子供たちが、この国の未来、そして自信と誇りを持てるような、そんな子供たちがすくすくと育つよう、そんな教科書をぜひともつくり上げていた

だときだ、そのように思います。

○池田(佳)委員 西川副大臣、ありがとうございます。

教科書改革実行プラン、下村大臣、そして西川副大臣のリーダーシップでしっかりとこれは前進をさせていただきて、早急に、教科書の中身、子供たちが、この国の未来、そして自信と誇りを持てるような、そんな子供たちがすくすくと育つよう、そんな教科書をぜひともつくり上げていた

だときだ、そのように思います。

○池田(佳)委員 そこで、何度も申しますが、日本国政府が降伏を受諾したのは、ボツダム宣言であります。ボツダム宣言は、第五条に「吾等ノ条件ハ左ノ如シ」と、無条件ではなくて条件つきの降伏を私たちに受け入れました。そのことを明確に子供たちに教える、伝えることは本当に重要なことだと私は思

いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

最後の質問になります。

昨日の新聞に、中教審の答申素案の記事が出ておりました。地方教育行政の最終的な意思決定権

すること、個々の特定原子力損害の被害者に性

の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に

件についてお詫びいたします。

質及び程度の異なる特定原子力損害が同時に生じその賠償の請求に時間と空間を要すること等により、特定原子力損害に係る賠償請求権の行使に困難を伴う場合があることに鑑み、特定原子力損害の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるようするための体制を国が構築するためには必要な措置について定めるとともに、

文部科学行政の基本施策に関する件、特に二〇〇〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に関する諸課題等について調査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

「異議なし」と認めます。よって、本日は、これにて散会いたします。

右決議する。

以上でござります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○小瀬委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小瀬委員長 起立総員。よつて、本件は本委員会の決議とするに決しました。

この際、ただいまの決議につきまして、西川文部科学副大臣から発言を求められておりますので、これを許します。西川文部科学副大臣。

○西川副大臣 ありがとうございました。

ただいまの御決議につきまして、その御趣旨に十分留意いたしまして対処してまいりたいと思ひます。

○小瀬委員長 お詫びいたします。

本決議の議長に対する報告及び関係各方面への参考送付等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小瀬委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○小瀬委員長 この際、参考人出頭要求に関する

件についてお詫びいたします。

文部科学行政の基本施策に関する件、特に二〇〇〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に関する諸課題等について調査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小瀬委員長 御異議なしと認めます。よつて、午後零時十七分散会

東日本大震災における原子力発電所の事故ににより生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案

東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害が大規模で長期間にわたる未曾有のものであり、特定原子力損害(当該事故による損害であつて原子力事業者(原子力損害の責めに任すべきものをいう。以下同じ。)を被つた者(以下「特定原子力損害の被害者」という。)のうちに今なお不自由な避難生活を余儀なくされその被つた損害の額の算定の基礎となる証拠の収集に支障を来している者が多く存在

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害の被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるようするための体制を構築するため必要な措置について定めるとともに、当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十五年十二月十三日印刷

平成二十五年十二月十六日發行

衆議院事務局

印刷者

國立印刷局

D